

発行内閣府  
(原稿作成 国立印刷局)

- 医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件（厚生労働三一四）
- 独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第一条の規定に基づき、農林水産大臣が定める令和七事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件の一部を改正する件
- 道路に関する件
- 医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件（厚生労働三一四）
- 独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第一条の規定に基づき、農林水産大臣が定める令和七事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件の一部を改正する件
- 道路に関する件

- 本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく登録確認機関の登録事項の変更に関する件
- 肥料の登録の有効期間を更新した件
- 肥料の登録が失効した件

- 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件（こども家庭庁九）
- 昭和四十三年文部省告示第百三十五号（測量法第五十条第一号及び第五十一条第一号に規定する大学並びに同法第五十条第二号及び第五十一条第二号に規定する短期大学又は高等専門学校）の一部を改正する告示（文部科学一四一）

- 肥料の登録の有効期間を更新した件
- 肥料の登録が失効した件

- 肥料の登録の有効期間を更新した件

- 肥料の登録の有効期間を更新した件
- 肥料の登録が失効した件

- 肥料の登録の有効期間を更新した件

- 肥料の登録が失効した件

- 肥料の登録が失効した件

- 肥料の登録が失効した件

六	四	四	四	四	四	三	三
官 報	勞 動	產 業	皇 室 事 項	人 事 異 動	中國地方整備局八六〇八九	道 路 に 関 す る 件	特 定 水 産 資 源 (くるまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚))に 関 す る 件
財團、登録政治資金監査人登録・登録抹消及び証票亡失関係	日本産業規格 (経済産業省)	〔官庁報告〕	〔皇室事項〕	〔人事異動〕	(中国地方整備局八六〇八九)	〔人事異動〕	〔人事異動〕
官 報	勞 動	產 業	皇 室 事 項	人 事 異 動	中國地方整備局八六〇八九	道 路 に 関 す る 件	特 定 水 産 資 源 (くるまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚))に 関 す る 件
諸 事 項	〔公 告〕	〔官 庁 報 告〕	〔皇 室 事 項〕	〔人 事 異 動〕	(中国地方整備局八六〇八九)	道 路 に 関 す る 件	特 定 水 産 資 源 (くるまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚))に 関 す る 件

裁判所  
相続、公示催告、失踪、除権決定、  
破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係  
会社その他

## ○総務省令第百十一号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)、第百四十五条及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行令(平成二十二年政令第百三十五号)、第百四十八条の規定に基づき、公職選挙法施行規則等の一部を改正する省令を次のようて定め。

令和七年十二月二十二日

公職選挙法施行規則等の一部を改正する省令

(公職選挙法施行規則の一部改正)

別記第四号様式の「印」を削除し、備考を次のようて改め。

備考

この様式は、法第28条の2第1項の規定により、選舉人が、特定の者が選舉人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするために選舉人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。

2

〔申出者〕欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならぬ。

別記第四号様式の「印」を削除し、同様式に備考をつけて次のように記入。

3

〔申出者〕欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならぬ。

別記第四号様式の「印」を削除し、同様式に備考をつけて次のように記入。

備考

〔申出者〕欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならぬ。

別記第四号様式の「印」を削除し、同様式に備考をつけて次のように記入。

備考

〔申出者〕欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならぬ。

別記第四号様式の「印」を削除し、備考を次のようて改め。

備考

この様式は、法第30条の12において準用する法第28条の2第1項の規定により、選舉人が、特定の者が在外選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするために在外選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。

2

〔申出者〕欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならぬ。

別記第四号様式の「印」を削除し、同様式に備考をつけて次のように記入。

3

〔申出者〕欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならぬ。

別記第四号様式の「印」を削除し、同様式に備考をつけて次のように記入。

備考

〔申出者〕欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならぬ。

別記第四号様式の「印」を削除し、同様式に備考をつけて次のように記入。

3

〔申出者〕欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならぬ。

別記第四号様式の「印」を削除し、同様式に備考をつけて次のように記入。

備考

〔申出者〕欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならぬ。

別記第四号様式の「印」を削除し、同様式に備考をつけて次のように記入。

3

〔申出者〕欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならぬ。

別記第四号様式の「印」を削除し、同様式に備考をつけて次のように記入。

備考

〔申出者〕欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならぬ。

別記第四号様式の「印」を削除し、同様式に備考をつけて次のように記入。

備考

〔領事事務所〕に改める。

別記第九号様式中「出張駐在官」を削除。

## 第三条

## 法規的告示

## 第三条

## 法規的告

○こども家庭庁告示第九号  
子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）及び子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百三十三号）の規定に基づき、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年内閣府告示第四十九号）の一部を次のように改正する。  
令和七年十二月二十二日  
こども家庭庁長官 渡辺由美子  
次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改	正	後	改	正	前
(定義)	(定義)		(定義)	(定義)	
第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。		第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	

改	正	後	改	正	前
一、大学	一、大学		一、大学	一、大学	
1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十 六号）による大学（同法第一百八条に規定 する短期大学を除く。）	1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十 六号）による大学（同法第六十九条の二 に規定する短期大学を除く。）		1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十 六号）による大学（同法第六十九条の二 に規定する短期大学を除く。）	1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十 六号）による大学（同法第六十九条の二 に規定する短期大学を除く。）	
2・3 【略】	2・3 【略】		2・3 【略】	2・3 【略】	
二、短期大学又は高等専門学校	二、短期大学又は高等専門学校		二、短期大学又は高等専門学校	二、短期大学又は高等専門学校	
1 【略】	1 【略】		1 【同上】	1 【同上】	
2 旧国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（昭和三十六年法律第八十 七号）による国立工業教員養成所	2 国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（昭和三十六年法律第八十七 号）による国立工業教員養成所		2 旧国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（昭和三十六年法律第八十 七号）による国立工業教員養成所	2 旧国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（昭和三十六年法律第八十七 号）による国立工業教員養成所	
3 【略】	3 【略】		3 【同上】	3 【同上】	
4 旧大正七年文部省令第三号（高等試験 令第七条及第八条に関する件）第二条第 二号により指定した学校	4 大正七年文部省令第三号（高等試験令 第七条及第八条に関する件）第二条第二 号により指定した学校		4 旧大正七年文部省令第三号（高等試験 令第七条及第八条に関する件）第二条第 二号により指定した学校	4 大正七年文部省令第三号（高等試験令 第七条及第八条に関する件）第二条第二 号により指定した学校	
5・6 【略】	5・6 【略】		5・6 【同上】	5・6 【同上】	
備考 表中の「」の記載は注記である。	備考 表中の「」の記載は注記である。		備考 表中の「」の記載は注記である。	備考 表中の「」の記載は注記である。	

別表第二及び別表第三を次のように改める。 (次のよう)は、省略し、その関係書類をこども家庭庁成育局に備え置いて縦覧に供するとともに、こども家庭庁のホームページ( <a href="https://www.cfa.go.jp/policies/kokosendo/law/law">https://www.cfa.go.jp/policies/kokosendo/law/law</a> )により公表する。)	この告示は、公布の日から施行し、令和七年度における特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定について適用する。
○文部科学省告示第二百四十一号	○厚生労働省告示第三百二十四号
昭和四十三年文部省告示第二百三十五号（測量法第五十条第一号及び第五十一条第一号に規定する大學並びに同法第五十条第二号及び第五十一条第二号に規定する短期大學又は高等専門學校）の一部を改正する告示を次のように定める。	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第二百九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第二百八十五号）の一部を次の表のように改正する。
令和七年十二月二十二日	令和七年十二月二十二日
文部科学大臣 松本 洋平	厚生労働大臣 上野賢一郎 (傍線部分は改正部分)

改	正	後	改	正	前
一・二十五 （略）	一・二十五 （略）		一・二十五 （略）	一・二十五 （略）	
二十六 アミバンタマブ並びにその製剤及び配合剤	二十六 アミバンタマブ及びその製剤		二十六 アミバンタマブ及びその製剤	二十六 アミバンタマブ及びその製剤	
二十七・百四十 （略）	二十七・百四十 （略）		二十七・百四十 （略）	二十七・百四十 （略）	
百四十一 タグラキソフスプ及びその製剤	百四十一 タグラキソフスプ及びその製剤		百四十一・百四十二 （略）	百四十一・百四十二 （略）	
百四十二・百四十三 （略）	（新設）		百四十三・百四十四 （略）	（新設）	
百四十四 タファシタマブ及びその製剤	百四十四 タファシタマブ及びその製剤		百四十四 タファシタマブ及びその製剤	百四十四 タファシタマブ及びその製剤	
百四十五・二百五十九 （略）	（新設）		百四十五・二百五十九 （略）	（新設）	
二百六十 レチファンリマブ及びその製剤	二百六十 レチファンリマブ及びその製剤		二百六十一・二百八十五 （略）	（新設）	
二百五十八・二百八十二 （略）	（新設）		二百五十八・二百八十二 （略）	（新設）	

○農林水産省告示第十九百三十四号  
独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成十五年農林水産省令第百二号）第一条の規定に基づき、令和七年四月一日農林水産省告示第五百五十五号（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第十二条第一号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月二十一日

農林水産大臣 鈴木 憲和

本則中「七百八十九億四千七百六十六万円」を「一千九百億三千二百六十四万二千円」に改める。

○この告示は、公布の日から施行する。

○海上保安庁告示第三十一号  
海上汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第九条の十の規定に基づき、一般社団法人日本海事検定協会から確認業務を行う事業場の所在地及び名称について、令和八年一月一日から次のように変更する旨の届出があつたので、同法第九条の二十一の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月二十一日

海上保安庁長官 濱口 良夫

変更する確認事業場の所在地及び名称

変更後	変更前
和歌山県和歌山市松江西一丁目一番二十六号	大阪府堺市西区浜寺石津町東一丁目1番11号
和歌山事業所	堺事務所

## その他告示

○農林水産省告示第十九百三十五号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第十二条第一項の規定に基づき、令和七年十月二十四日付けをもつて次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年十二月二十一日

農林水産大臣 鈴木 憲和

1 登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所  
有効期間が令和10年10月24日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所
生第55961号	液状肥料	有機入り液体複合肥料	株式会社サンセイ サンプロ1号	岐阜県岐阜市川部2丁目149番地
生第55962号	液状肥料	有機入り液体複合肥料	株式会社サンセイ ゴールド	岐阜県岐阜市川部2丁目149番地
生第55963号	液状肥料	有機入り液体尿素複合肥料G号	株式会社サンセイ	岐阜県岐阜市川部2丁目149番地
生第55964号	液状肥料	有機入り液体尿素複合肥料トクノー3号	株式会社サンセイ	岐阜県岐阜市川部2丁目149番地
生第55965号	液状肥料	有機入り液体複合肥料 プロゲン	株式会社サンセイ	岐阜県岐阜市川部2丁目149番地
生第66888号	化成肥料	エーコープ苦土マンガンほう素入り複合燐酸安002	片倉コーポアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号
生第66890号	化成肥料	CDU入り複合肥料基肥用S269	片倉コーポアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号

生第72287号	化成肥料	多木有機入り化成新10	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町2番地
生第72300号	液状肥料	硝安有機入り液肥864	片倉コーポアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号
生第72301号	液状肥料	硝安有機入り液肥684	片倉コーポアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号
生第81960号	汚泥肥料	タカネ汚泥肥料	豊橋市	愛知県豊橋市今橋町1番地
生第81961号	汚泥肥料	トナミ汚泥肥料	豊橋市	愛知県豊橋市今橋町1番地
生第81962号	汚泥肥料	イナミ汚泥肥料	豊橋市	愛知県豊橋市今橋町1番地
生第81963号	汚泥肥料	雲谷中原汚泥肥料	豊橋市	愛知県豊橋市今橋町1番地
生第81966号	汚泥肥料	大川広域志度クリーンセンター1号	大川広域行政組合	香川県さぬき市津田町津田112番地33
生第81967号	汚泥肥料	北見下水汚泥堆肥	北見市	北海道北見市大通西三丁目1番1
生第81971号	汚泥肥料	ソイフル	辻製油株式会社	三重県松阪市嬉野新屋庄町565番地の1
生第81973号	汚泥肥料	R・B2001-4	株式会社 和	広島県三原市久井町江木1077番地8
生第85544号	液状肥料	有機入り液肥832号	株式会社ことぶき	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号
生第85545号	液状肥料	有機入り液肥654号	株式会社ことぶき	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号
生第85549号	液状肥料	有機入り液肥10	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第85550号	液状肥料	ブラックジャック 工 コ1号	株式会社古田産業	高知県高知市五台山3983番地5
生第85557号	汚泥肥料	アースグリーン1号	株式会社アース・コーポレーション	富山県富山市中老田711番地
生第85559号	汚泥肥料	BNK-008	グリーンリサイクル協同組合	静岡県静岡市葵区北沼上380番地
生第85560号	汚泥肥料	グリーンゆうき丸	福井エコグリーン株式会社	福井県坂井市丸岡町山崎三ヶ第34号12番地
生第88285号	化成肥料	くみあいジアン有機入り化成800号B	JA全農くみあい飼料株式会社	群馬県太田市東新町818番地
生第88286号	化成肥料	くみあい野菜専用有機入り化成S30号B	JA全農くみあい飼料株式会社	群馬県太田市東新町818番地
生第88287号	化成肥料	くみあい有機入り化成007-30号	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖字部5254番地の7
生第88298号	液状肥料	マム水稻用1号	有限会社ファーテル	茨城県土浦市中都町一丁目5508番地
生第88299号	液状肥料	マム水稻用2号	有限会社ファーテル	茨城県土浦市中都町一丁目5508番地
生第88303号	汚泥肥料	循環の環(液肥)	日田市	大分県日田市田島2丁目6番1号
生第88306号	汚泥肥料	循環の環	日田市	大分県日田市田島2丁目6番1号
生第91424号	化成肥料	YA有機入り甘藷肥料 1号	有機アグロ株式会社	兵庫県加古川市別府町新野辺3062番地

生第91432号	汚泥肥料	羽後エコ肥料	羽後町	秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字中野177番地	生第66879号	加工りん酸肥料	30粒状苦土りん肥料	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
生第91433号	汚泥肥料	たかやま2号	高山村	群馬県吾妻郡高山村大字中山2856番地の1	生第66900号	化成肥料	くみあい硫加磷安480号	住友化学株式会社	東京都中央区日本橋二丁目7番1号
生第93556号	化成肥料	有機入りトキ	ロイヤル インダストリーズ株式会社	東京都狛江市和泉本町1丁目15番19号	生第76404号	化成肥料	丸菱高度化成肥料磷加安444号	丸菱肥料株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町1丁目22番地
生第93562号	液状肥料	どばっとやって終わり3号	ロイヤル インダストリーズ株式会社	東京都狛江市和泉本町1丁目15番19号	生第81958号	配合肥料	BBひとつりくん1号	株式会社JAグリーンとちぎ	栃木県宇都宮市中岡本町字丸山2713番1
生第93568号	汚泥肥料	脱水おでい	北海道糖業株式会社	北海道札幌市中央区北一条西五丁目2番地	生第91416号	加工りん酸肥料	バイタルアップーAT	丸尾カルシウム株式会社	兵庫県明石市魚住町西岡1455番地
生第93569号	汚泥肥料	NF1号	株式会社二戸食品	岩手県二戸市堀野字大畑51番地	生第91425号	被覆複合肥料	くみあい被覆磷硝安加里エコロング413-180	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
生第102916号	液状肥料	若い芽垂りん酸入り液肥特号	株式会社東肥糧製造所	徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字兀山2番地の2	生第91426号	被覆複合肥料	ハイコントロールマイクロ280-100	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
生第102918号	化成肥料	ニュークイーンエース	株式会社ワコー農材	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号	生第91427号	被覆複合肥料	ハイコントロール413-140E	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
生第102941号	混合りん酸肥料	マンガン・ほう素入り混合りん酸肥料5号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地	生第91428号	被覆複合肥料	ハイコントロール413-100E	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
生第102946号	液状肥料	Phos・Fight55	有限会社アシタ	埼玉県草加市八幡町125番地12	生第91429号	被覆複合肥料	くみあい微量要素入り被覆磷硝安加里ロングトーラル391-100	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
生第105602号	化成肥料	苦土入り化成肥料300	アイアグリ株式会社	茨城県土浦市北神立町2番地12	生第91430号	被覆複合肥料	ハイコントロール413-70	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
生第107619号	液状肥料	622複合液肥1号	株式会社生科研	熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子312番地4	生第93571号	硫酸アンモニア	21.0コンパクション硫酸アンモニア(固結防止材入り)	東レ株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
生第107628号	混合堆肥複合肥料	混合堆肥複合肥料025	片倉コーブアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号	生第93572号	硫酸アンモニア	20.9コンパクション硫酸アンモニア(固結防止材入り)	東レ株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
生第107629号	混合堆肥複合肥料	混合堆肥複合肥料065	片倉コーブアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号	生第93573号	硫酸アンモニア	21.0コンパクション硫酸アンモニア	東レ株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
生第107630号	混合堆肥複合肥料	混合堆肥複合肥料855	片倉コーブアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号	生第93574号	化成肥料	オクトイモ化成698	株式会社オクト	福岡県北九州市戸畠区銀座一丁目5番18号
生第107631号	混合堆肥複合肥料	混合堆肥複合肥料Dd807	片倉コーブアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号	生第93579号	鉱さいけい酸質肥料	粒状うらべ鉱さいけい酸質肥料	ト部産業株式会社	広島県福山市新浜町一丁目5番15号
生第107632号	混合りん酸肥料	混合りん酸肥料A40	片倉コーブアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号	生第102926号	配合肥料	くみあいビール麦専用BB444号	株式会社JAグリーンとちぎ	栃木県宇都宮市中岡本町字丸山2713番1
輸第102931号	化成肥料	有機入り化成肥料3-23-10-5	株式会社サトシ・エンタープライズ	東京都千代田区九段南三丁目8番13号九段靖苑ビル4階	生第102933号	化成肥料	粒状オールセブン	西日本肥料株式会社	福岡県北九州市若松区響町一丁目12番地3
有効期間が令和10年10月25日となったもの									
登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所	生第105554号	化成肥料	ほう素苦土入り化成350号	九鬼肥料工業株式会社	三重県四日市市西末広町4番17号
生第78777号	化成肥料	くみあい有機入り化成S243号	片倉コーブアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号	生第105588号	化成肥料	有機入り化成C32号	日新化成工業株式会社	愛知県蒲郡市浜町47番地
生第78804号	家庭園芸用複合肥料	ガーデニック1号	KINCHO園芸株式会社	東京都中央区東日本橋二丁目6番12号	生第105597号	液状肥料	カルシウム配合液体微量元素複合肥料MS	株式会社南産業	熊本県八代市古閑浜町2665番地6
生第78805号	家庭園芸用複合肥料	ガーデニック2号	KINCHO園芸株式会社	東京都中央区東日本橋二丁目6番12号	生第105607号	化成肥料	17-46リン安T	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目3番1号
生第78806号	家庭園芸用複合肥料	ガーデニック3号	KINCHO園芸株式会社	東京都中央区東日本橋二丁目6番12号	生第105608号	化成肥料	18-46リン安T	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目3番1号
有効期間が令和13年10月24日となったもの									
登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所	輸第11081号	尿素	尿素46	トミクラ産業株式会社	兵庫県姫路市花田町高木209番地の1
生第22506号	加工りん酸肥料	特製多木17.0粒状苦土過磷酸	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町2番地	輸第11082号	重過りん酸石灰	43.0-37.0 重過りん酸石灰2号	住友商事株式会社	東京都千代田区大手町二丁目3番2号
生第44492号	化成肥料	くみあいIB尿素入りジシアン硫加磷安444号	JA全農くみあい飼料株式会社	群馬県太田市東新町818番地					

輸第11083号	重過りん酸石灰	43.0—37.5 酸石灰2号	重過りん	住友商事株式会社	東京都千代田区大手町二丁目3番2号
輸第11084号	重過りん酸石灰	43.5—37.0 酸石灰2号	重過りん	住友商事株式会社	東京都千代田区大手町二丁目3番2号
輸第11085号	重過りん酸石灰	43.5—37.5 酸石灰2号	重過りん	住友商事株式会社	東京都千代田区大手町二丁目3番2号
輸第11086号	重過りん酸石灰	44.0—37.5 酸石灰2号	重過りん	住友商事株式会社	東京都千代田区大手町二丁目3番2号
輸第13802号	被覆窒素肥料	硫黄被覆尿素37		日本林業肥料株式会社	東京都中央区日本橋室町一丁目10番5号
輸第13804号	尿素	尿素45		セントラルグリーン株式会社	新潟県新発田市本田3418番地
輸第13806号	ひまし油かす及びその粉末化成肥料	ひまし油かす		株式会社インター フーム	東京都中央区銀座三丁目11番5号
輸第13809号	CG化成肥料	CG化成肥料16—20—0		セントラルグリーン株式会社	新潟県新発田市本田3418番地
輸第13811号	水酸化苦土肥料	60.0水酸化マグネシウム		新ケミカル商事株式会社	福岡県北九州市小倉北区京町三丁目1番1号
輸第105598号	被覆窒素肥料	被覆尿素B		株式会社みのり	静岡県三島市西本町4番5号
輸第105600号	被覆窒素肥料	36.0被覆窒素		株式会社横浜グリー ナ	神奈川県横浜市中区不老町一丁目1番5号
輸第105601号	塩化加里	塩化加里1号		カゴメ株式会社	愛知県名古屋市中区錦三丁目14番15号
輸第105606号	被覆複合肥料	硝酸態窒素入り被覆複合肥料16—7—12 有効期間が令和13年10月25日となったもの		株式会社インター フーム	東京都中央区銀座三丁目11番5号
	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所
生第74196号	加工りん酸肥料	ひかり苦土高りん	NCTアグリ株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号	
生第74200号	化成肥料	コープショート14	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号	
生第74201号	化成肥料	コープショート21	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号	
生第74203号	化成肥料	スミショート14	住友化学株式会社	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	
生第74204号	化成肥料	スミショート21	住友化学株式会社	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	
生第74205号	化成肥料	コープショートA14	住化農業資材株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目6番17号	
生第74206号	化成肥料	コープショートA21	住化農業資材株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目6番17号	
生第78785号	化成肥料	複合フミンホスカ10号	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10	
生第78786号	化成肥料	複合肥料075	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10	
2 保証成分量その他の規格	(肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格)				
	肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格 (肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格)				

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格 (肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格) は、次のとおりである。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。)

## ○農林水産省告示第十九百三十九号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和11十五年法律第百一十七号)第十二条第一項及び第四項の規定に基づき、次のとおりに生産業者の名称及び住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があつたので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年十一月十一日

農林水産大臣 鈴木 憲和

### 1 生産業者の名称及び住所の変更

登録番号	生第104129号
変更前	沖縄県宮古島市下地字与那覇219番地
変更後	沖縄県宮古島市上野原526—3
登録番号	生第104203号、生第104518号
変更前	東京都新宿区西新宿八丁目14番27—1705号
変更後	山梨県北杜市長坂町小荒間桜畑27番22
登録番号	生第104506号、生第104507号、生第104508号
変更前	有限会社グリーン・グリーン
変更後	グリーン・グリーン株式会社

### 2 肥料の名称の変更

登録番号	生第108789号
変更前	パーク汚泥堆肥
変更後	木質チップ汚泥堆肥
登録番号	輸第7863号
変更前	精製硫酸マグネシウム1号
変更後	硫酸マグネシウム16.0

## ○農林水産省告示第十九百三十九号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和11十五年法律第百一十七号)第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年十一月十一日

農林水産大臣 鈴木 憲和

### 1 登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所
生第74230号	化成肥料	穂茂有機入り化成2号	共栄肥料工業株式会社	静岡県静岡市清水区長崎174番地の1
生第80810号	汚泥肥料	乾燥汚泥肥料	吉野川環境整備組合	徳島県美馬市穴吹町三島字小島1301番地

### 2 保証成分量その他の規格 (肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格)

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格 (肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格) は、次のとおりである。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。)

## ○農林水産省告示第十九百三十九号

漁業法(昭和11四年法律第百六十七号)第十五条第一項の規定に基づき、ハラガバカラ(小型魚)及びハラガバカラ(大型魚)に關する令和八管理年度における同項目各号に掲げる数量を次のとおり定めたので、同法第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年十一月十一日

農林水産大臣 鈴木 憲和

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和8管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和8年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては

では令和8年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。)における漁業法(以下「法」という。)第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

— 漁獲可重量 (法第15条第1項第1号関係)  
4,373.9トノ

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）  
法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、法

府県知事の意見を聴いた後、速やかに定めるものとする  
三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第5条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位:トーン)

人臣官理区別能重  
人臣官理區別能重

くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等

くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業

第二 くろまぐろ（大型魚）  
一 渔獲可能量（注第15冬第1項第1号関係）

8,469.6トナ  
標準運送量 (標準運送量の1回あたり)

都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）  
法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、法第15条第4項の規定により関係する都道

府県知事の意見を聴いた後、速やかに定めるものとする。  
大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

東洋文庫叢書

大臣管理漁獲可能量

くろまぐろ(大型魚)、大中型まき網漁業(漁獲割当による管理を行う区分)

くろまぐろ(大型魚)かじき等流し網漁業等	81.0
----------------------	------

くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）

くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁  
業）  
1.153.3

幾番も三つに分ける官理を行つ官理(スラフ)

## 人事異動

## 法務省

仙台高等検察庁検事長に補する

(大阪高等検察研究所大阪支所長) 檢務総合研究所次席検事兼法務総合研究所大阪支所長

小弓場文彦

小橋 常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

小橋

常和

(名古屋大学名誉教授) 瑞宝小綬章を授ける(各通)	神谷香一郎 渡邊眞幸	X25002
今村貞雄 柏辻信一 (警視正)	豊川泰 横山博暉	X25019
西坂保彦 水野卓夫 (警視正)	横山博暉	
瑞宝双光章を授ける(各通)		
大石九二次 栗嶋明人 瑞宝音義信 西牟田悟	城元本治 小笠朋広	A6005
瑞宝单光章を授ける(各通)(以上十月十六日)		
瑞宝单光章を授ける(十月十八日)		
瑞宝双光章を授ける(各通)(十一月十九日)	百瀬武哉	
<b>皇室事項</b>		
御祝電		
天皇陛下は、ヨーロッパホール大統領アラサン・ウワタラ閣下の大統領閣下再任につき、十一月十六日御祝電を差せられた。		
<b>官庁報告</b>		
産業		
日本産業規格		
令和7年12月22日に下記の日本産業規格を制定、改正及び廃止したので、産業標準化法(昭和24年法律第185号)第19条の規定に基づき公示する。		
令和7年12月22日 経済産業大臣 赤澤亮正 記		
制定された日本産業規格		
(認定機関 一般社団法人日本鉄鋼連盟 申出) 钢管のへん平試験方法 G0603		
钢管の押し広げ試験方法 G0604		
鉄及び鋼コバルト定量方法— 第1部: 1—ニトロソ—2—ナ フートル沈殿分離四酸化三コバルト重量法 G1222—1		
鉄及び鋼コバルト定量方法— 第2部: 吸光度法 G1222—2		
鉄及び鋼コバルト定量方法— 第3部: イオン交換分離電位差滴定法 G1222—3		
(認定機関 一般財団法人 日本規格協会 申出)		

システム及びソフトウェア技術—システム及びソフトウェア製品の品質要求及び評価(SQuaRE)—品質モデルの概観及び利用法	X25002	ガラス系 容量表示付きガラス製びん(壇) S2350	R3413
システム及びソフトウェア技術—システム及びソフトウェア製品の品質要求及び評価(SQuaRE)—利用時品質モデル	X25019	溶接用語—第3部: ろう接 Z3001—3	Z8210
改正された日本産業規格 (日本産業標準調査会審議)		案内用図記号	(認定機関 一般社団法人日本鉄鋼連盟 申出)
アスファルトルーフィングフェルト	A6005	溶接用熱間圧延鋼矢板 A5523	A5523
網状アスファルトルーフィング	A6012	鋼材の製品分析方法及びその許容変動値	G0321
改質アスファルトルーフィングシート	A6013	鉄及び鋼—I C P 発光分光分析 G1237	G1237
あなあきアスファルトルーフィングフェルト	A6023	鉄及び鋼—I C P 発光分光分析 第0部: 一般事項 G1258—0	G1258—0
転がり軸受—止め輪付きラジアル軸受—寸法、製品の幾何特性仕様(GPS)及び公差値	B1509	溶接構造用高降伏点鋼板 G3128	G3128
ステンレス鋼製ねじ込み式管継手	B2308	炭素工具鋼鋼材 G4401	G4401
工作機械試験方法通則—第4部: 数値制御による円運動精度試験	B6190—4	高速度工具鋼鋼材 G4403	G4403
ファインバブル技術—ファインバブルの使用及び測定に関する一般原則—第1部: 用語	B8741—1	合金工具鋼鋼材 G4404	G4404
金属及び合金の逆U曲げ試験片を用いた応力腐食割れ試験方法	G0511	金属材料のクリープ及びクリープ破断試験方法	Z2271
アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化皮膜	H8601	(認定機関 一般財団法人 日本規格協会 申出)	
アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化塗装複合皮膜	H8602	加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—引裂強さの求め方—第2部: デルフト形試験片を用いる方法 K6252—2	K6252—2
石油製品—反応試験方法	K2252	ゴム—引張、曲げ及び圧縮試験機(定速)一仕様 K6272	K6272
原油及び石油製品—蒸気圧の求め方—第1部: リード法	K2258—1	システム及びソフトウェア技術—システム及びソフトウェア製品の品質要求及び評価(SQuaRE)—製品品質モデル(内容省略) X25010	X25010
石油製品—自動車ガソリン及び航空燃料油—実在ガムの求め方—噴射蒸発法	K2261	備考 内容は、日本産業標準調査会ホームページ ( <a href="https://www.jisc.go.jp">https://www.jisc.go.jp</a> )において閲覧に供する。また、経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。	
石油製品—銅板腐食試験方法	K2513	廃止された日本産業規格	
プラスチック—比較可能なマルチポイントデータの取得及び提示—第1部: 機械的特性	K7141—1	(日本産業標準調査会審議)	
プラスチック—比較可能なマルチポイントデータの取得及び提示—第2部: 熱特性及び加工特性	K7141—2	工場排水試験方法 K0102	K0102
硬質発泡プラスチック—水蒸気透過性の求め方	K7225	クロムなめし剤分析方法 K6506	K6506
鉱石中のすず定量方法	M8127	革の耐寒性試験方法 K6542	K6542
白色発光ダイオード用セラミックス蛍光体の積分球を用いた光学特性評価方法	R1697	革の半球状可塑性試験方法 K6546	K6546
		綿縫糸 L2101	L2101
		絹縫糸 L2310	L2310
		麻縫糸 L2403	L2403
		ビニロン縫糸 L2512	L2512
		ポリノジック縫糸 L2513	L2513
		自焼式電極用ペーストの試験方法 R7231	R7231

認定機関 一般社団法人日本鉄鋼連盟 申出) 鉄及び鋼コバルト定量方法 G1222	G1222
(認定機関 一般財団法人 日本規格協会 申出)	
120mm DVD—書換形ディスク(D V D—R A M)	X6243
120mm D V D—R A Mディスク用ケース	X6244
130mm追記形光ディスクカートリッジ	X6261
情報交換用90mm/2.3G B光ディスクカートリッジ	X6270
130mm書換形光ディスクカートリッジ	X6271
情報交換用90mm/1.3G B光ディスクカートリッジ	X6279
情報交換用130mm/9.1G B光ディスクカートリッジ	X6280
90mm/1.3G B光ディスクカートリッジ(相変化光記録)	X6291
120mm/650M B光ディスクカートリッジ(相変化光記録, P D F O R M A T)	X6292

## 効 効

### 最低賃金の改正決定に関する公示

岡山労働局最低賃金公示第6号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金(平成20年岡山労働局最低賃金公示第6号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和7年12月22日

岡山労働局長 森實久美子  
第4号中「1時間1,039円」を「1時間1,083円」に改める。

## 公 告

### 諸 事 項

### 工 場 財 団

栃木県小山市横倉新田520番地東京鐵鋼株式会社の工場財團に青森県八戸市大字河原木字海岸4番11号東京鐵鋼株式会社八戸工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和7年12月22日

青森地方法務局八戸支局



**令和7年(家)第1913号**  
 京都府八幡市八幡三本橋60-22 ハイツふいぐ108  
 申立人 田中 一男  
 申立人手続代理人弁護士 河野 勉  
 本籍鹿児島県霧島市福山町福沢4690番地15、最後の住所京都府八幡市八幡三本橋60番地の22ハイツふいぐ112、死亡の場所京都府八幡市、死亡年月日令和6年2月13日、出生の場所鹿児島県曾於郡恒吉村、出生年月日昭和28年12月14日、職業建設業  
 被相続人 亡 龜石 幸広  
 事務所京都市中京区堺町通御池下る吉岡御池ビル8階 弁護士法人みやこ法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 小田 宏之  
 催告期間満了日 令和8年7月2日  
 京都家庭裁判所

**令和7年(家)第70206号**  
 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号  
 申立人 高砂市  
 本籍兵庫県高砂市曾根町2149番地、最後の住所兵庫県高砂市曾根町2112番地の3、死亡の場所兵庫県高砂市、死亡年月日平成29年5月28日、出生の場所兵庫県印南郡曾根町、出生年月日昭和9年2月12日、職業不明  
 被相続人 亡 堤 郁代  
 事務所兵庫県姫路市西駅前町73姫路ターミナルスクエア6階弁護士法人法律事務所瀬合パートナーズ  
 相続財産清算人 弁護士 瀬合 彩子  
 催告期間満了日 令和8年6月30日  
 神戸家庭裁判所姫路支部

**令和7年(家)第20025号**  
 柄木県芳賀郡市貝町大字上根670番地1  
 申立人 小林 久人  
 本籍柄木県芳賀郡芳賀町大字西水沼1852番地2、最後の住所柄木県芳賀郡芳賀町大字西水沼1852番地1、死亡の場所柄木県芳賀郡茂木町、死亡年月日令和7年3月10日、出生の場所柄木県芳賀郡水橋村、出生年月日昭和18年7月18日、職業無職  
 被相続人 亡 水沼 一志  
 事務所柄木県真岡市荒町2丁目10番地6谷田部ビル2階A室 もおか法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 金子 剛  
 催告期間満了日 令和8年7月3日  
 宇都宮家庭裁判所真岡支部

**令和7年(家)第80415号**  
 岡山県倉敷市児島小川4丁目1番46号  
 申立人 沼田美都枝  
 本籍埼玉県志木市上宗岡4丁目6番、最後の住所埼玉県志木市柏町1丁目6番73号特別養護老人ホーム志木の里、死亡の場所埼玉県和光市、死亡年月日令和6年11月20日、出生の場所埼玉県朝霞市、出生年月日昭和53年3月31日、職業無職  
 被相続人 亡 田口 健  
 事務所埼玉県さいたま市浦和区岸町7-12-1東和ビル4階 埼玉総合法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 谷川 生子  
 催告期間満了日 令和8年7月6日  
 さいたま家庭裁判所

**令和7年(家)第30195号**  
 東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号  
 申立人 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
 本籍宮城県仙台市若林区三百人町94番地、最後の住所仙台市青葉区栗生3丁目1番地の24、死亡の場所宮城県仙台市青葉区、死亡年月日令和7年6月8日、出生の場所宮城県仙台市、出生年月日昭和16年1月5日、職業無職  
 被相続人 亡 相澤 與一  
 仙台市青葉区一番町1丁目4-30 さのやビル6階 仙台さくら法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 霜越 優  
 催告期間満了日 令和8年7月8日  
 仙台家庭裁判所

**令和7年(家)第4058号**  
 東京都千代田区外神田2丁目18番10号  
 申立人 株式会社かんそうしん  
 本籍茨城県つくば市高良田865番地1、最後の住所茨城県つくば市高良田865番地1、死亡の場所茨城県つくば市、死亡年月日令和3年2月13日、出生の場所茨城県筑波郡谷田部町、出生年月日昭和19年8月6日、職業不明  
 被相続人 亡 飯野 螢一  
 茨城県つくば市松代2丁目14-9 Σ B O X 2階C号室  
 相続財産清算人 弁護士 高須 陽介  
 催告期間満了日 令和8年7月10日  
 水戸家庭裁判所土浦支部

**令和7年(家)第214号**  
 愛媛県松山市二番町4丁目2番地11  
 申立人 愛媛信用金庫  
 本籍愛媛県松山市三番町1丁目6番地3、最後の住所愛媛県西条市福成寺甲476番地3、死亡の場所愛媛県新居浜市、死亡年月日令和7年4月8日、出生の場所愛媛県西条市、出生年月日昭和26年9月20日、職業会社役員  
 被相続人 亡 高橋 一彦  
 愛媛県西条市丹原町寺尾甲209番地2  
 相続財産清算人 司法書士 白坂 匡弘  
 催告期間満了日 令和8年7月9日  
 松山家庭裁判所西条支部

**令和7年(家)第747号**  
 宮崎県日南市大字下方1638番地3  
 申立人 松井 利博  
 本籍宮崎県宮崎市大字恒久2711番地、最後の住所宮崎県日南市大字楠原1840番地、死亡の場所宮崎県日南市、死亡年月日令和7年3月7日、出生の場所宮崎県宮崎市、出生年月日昭和13年2月8日、職業無職  
 被相続人 亡 杉山マツ子  
 宮崎県日南市飫肥5丁目4番55号  
 相続財産清算人 石灘 寛樹  
 催告期間満了日 令和8年7月10日  
 宮崎家庭裁判所日南支部

**令和7年(家)第88号**  
 鹿児島市鴨池新町10番1号  
 申立人 鹿児島県 代表者知事 塩田 康一  
 本籍鹿児島県薩摩川内市祁答院町蘭牟田8838番地、最後の住所鹿児島県曾於市大隅町月野3324番地2、死亡の場所鹿児島県曾於市、死亡年月日推定令和5年4月28日、出生の場所鹿児島県曾於郡大隅町、出生年月日昭和38年4月24日、職業不明  
 被相続人 亡 増田 正英  
 鹿児島県鹿児島市鴨池新町4番4-105号  
 相続財産清算人 司法書士 安田健太郎  
 催告期間満了日 令和8年7月7日  
 鹿児島家庭裁判所鹿屋支部

**令和7年(家)第72237号**  
 東京都中野区野方4丁目44番10号  
 申立人 クボデラ株式会社

本籍東京都墨田区菊川3丁目5番地、最後の住所東京都江東区大島6丁目14番4-201号、死亡の場所東京都江東区、死亡年月日令和5年11月6日、出生の場所満洲国吉林省、出生年月日昭和13年5月15日、職業会社代表者被相続人 亡 渡邊八洲男  
 事務所東京都千代田区神田淡路町1丁目3番1号トーハン淡路町ビル901やまうえ法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 山上 俊夫  
 催告期間満了日 令和8年6月30日  
 東京家庭裁判所

**令和7年(家)第90656号**  
 青森県弘前市北横町9-1 R-KITA YOKO CHO102号  
 申立人 松村 順子  
 本籍東京都八王子市緑町412番地7、最後の住所東京都八王子市緑町412番地7京王山田マンションA棟205号、死亡の場所東京都八王子市、死亡年月日令和6年5月6日、出生の場所東京都新宿区、出生年月日昭和27年8月15日、職業会社員  
 被相続人 亡 松村 康史  
 事務所東京都町田市中町1-2-2 森町ビル4階 工藤総合法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 工藤 隆  
 催告期間満了日 令和8年7月10日  
 東京家庭裁判所立川支部

**令和7年(家)第90942号**  
 東京都稻城市若葉台3丁目1番地の1 若葉台ワルツの杜C棟401号室  
 申立人 福島 尚子  
 本籍東京都日野市多摩平3丁目1番地1、最後の住所東京都日野市西平山1丁目24番地の1 七生病院、死亡の場所東京都日野市、死亡年月日令和7年9月1日、出生の場所長崎県長崎市、出生年月日昭和8年8月24日、職業無職  
 被相続人 亡 穂苅 弘美  
 事務所東京都三鷹市下連雀3丁目42番15号 ファシーネ三鷹ハイライズ601 ブリズム法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 菊地 初音  
 催告期間満了日 令和8年6月30日  
 東京家庭裁判所立川支部

**令和7年(家)第30389号**  
広島県山県郡安芸太田町大字上殿212番地1  
申立人 上手 幸美  
本籍広島県呉市倉橋町5272番地4、最後の住所広島市西区中広町2丁目22番15号、死亡の場所広島市西区、死亡年月日推定令和7年7月1日から10日までの間、出生の場所広島市、出生年月日昭和37年8月10日、職業自営業被相続人 亡 石崎 由美  
事務所広島市中区八丁堀2番31号広島鴻池ビル905熊野量規法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 中村 麗子  
催告期間満了日 令和8年7月3日  
広島家庭裁判所

**令和7年(家)第20128号**  
東京都千代田区平河町1丁目7番20号 CO I平河町ビル6階 ヴェリタス法律事務所  
申立人 佐久間幸司  
本籍東京都墨田区京島3丁目54番、最後の住所栃木県日光市小佐越8番地3、死亡の場所栃木県日光市、死亡年月日令和7年7月16日、出生の場所青森県五所川原市、出生年月日昭和44年2月9日、職業無職  
被相続人 亡 小野 潤  
栃木県宇都宮市小幡1丁目5番23号 稲葉ビル2階 稲葉勉法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 稲葉 幸嗣  
催告期間満了日 令和8年6月30日  
宇都宮家庭裁判所

**令和7年(家)第3241号**  
東京都港区西新橋1丁目3番1号  
申立人 三菱HCキャピタル債権回収株式会社  
本籍富山県富山市中島3丁目5番、最後の住所富山県中新川郡上市町若杉3丁目187番地、死亡の場所富山県中新川郡上市町、死亡年月日令和6年4月14日、出生の場所富山県富山市、出生年月日昭和27年3月1日、職業不明  
被相続人 亡 一老 久雄  
富山市千歳町1丁目6番18号 河口ビル1階 いしくる・広田法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 石黒 健一  
催告期間満了日 令和8年6月30日  
富山家庭裁判所

**令和7年(家)第1151号**  
高知県高知市中水道7番20号  
申立人 徳廣 加奈  
本籍高知県高知市役知町20番地、最後の住所高知市朝倉西町2丁目13番25号 宮田アパート3-203号、死亡の場所高知県高知市、死亡年月日令和6年11月27日、出生の場所高知県高知市、出生年月日昭和26年1月25日、職業無職  
被相続人 亡 楠 高明  
事務所高知市小津町5番8号  
相続財産清算人 司法書士 西村 美香  
催告期間満了日 令和8年6月30日  
高知家庭裁判所

**令和7年(家)第70225号**  
兵庫県芦屋市業平町5-20トミー・ラ・グラース芦屋501  
申立人 森川太一郎  
本籍兵庫県芦屋市三条南町63番地、最後の住所兵庫県加古郡稻美町中村762番地、死亡の場所兵庫県加古川市、死亡年月日令和6年12月31日、出生の場所兵庫県神戸市兵庫区、出生年月日昭和10年7月15日、職業会社代表者  
被相続人 亡 富山 明美  
事務所兵庫県芦屋市業平町5-20トミー・ラ・グラース芦屋501くるみ法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 森川太一郎  
催告期間満了日 令和8年7月3日  
神戸家庭裁判所姫路支部

**令和7年(家)第40377号**  
札幌市中央区北1条西2丁目  
申立人 札幌市  
本籍北海道札幌市南区澄川4条8丁目8番、最後の住所札幌市南区澄川4条8丁目8番23号、死亡の場所北海道札幌市中央区、死亡年月日令和5年6月9日、出生の場所北海道小樽市、出生年月日昭和11年10月30日、職業不明  
被相続人 亡 舎下 節子  
事務所札幌市中央区南1条西10丁目4-167南一条法務税務センター6階星六花法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 三上 直子  
催告期間満了日 令和8年7月15日  
札幌家庭裁判所

**令和7年(家)第40383号**  
札幌市厚別区厚別町山本750番地6  
申立人 菅原 文子  
本籍北海道札幌市南区藻岩下454番地、最後の住所札幌市豊平区中の島2条8丁目1番11号レジデンス岡田105号、死亡の場所北海道札幌市中央区、死亡年月日令和7年7月14日、出生の場所北海道札幌市、出生年月日昭和42年3月20日、職業会社員  
被相続人 亡 菅原 康正  
札幌市中央区南1条西9丁目アルファ西9丁目ビル3階 ほっかい法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 中谷亜佑里  
催告期間満了日 令和8年6月30日  
札幌家庭裁判所

**令和7年(家)第579号**  
茨城県土浦市蓮河原新町1番30号1F  
申立人 株式会社美・住マイル  
本籍茨城県日立市田尻町2丁目45番、最後の住所茨城県日立市成沢町3丁目21番10-203号、死亡の場所茨城県日立市、死亡年月日令和7年1月26日、出生の場所茨城県日立市、出生年月日昭和36年10月25日、職業不明  
被相続人 亡 松下 直樹  
茨城県日立市助川町1-13-15A p p l e court C102佐久間総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 佐久間友則  
催告期間満了日 令和8年6月30日  
水戸家庭裁判所日立支部

**令和7年(家)第20131号**  
東京都港区浜松町2丁目3番1号  
申立人 リサR T債権回収株式会社  
本籍栃木県宇都宮市上籠谷町3425番地4、最後の住所栃木県宇都宮市上籠谷町3425番地4、死亡の場所栃木県宇都宮市、死亡年月日令和5年12月1日、出生の場所栃木県芳賀郡益子町、出生年月日昭和27年7月1日、職業不明  
被相続人 亡 朝倉 正夫  
栃木県宇都宮市中央2丁目3番1号MIXOビル4階大銀杏法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 溝邊 岳秋  
催告期間満了日 令和8年6月29日  
宇都宮家庭裁判所

**令和7年(家)第172号**  
埼玉県さいたま市浦和区高砂2丁目10番3号 イチカワビルV4階  
申立人 山本 美雪  
本籍宮崎県串間市大字本城9535番地、最後の住所埼玉県入間郡毛呂山町大字毛呂本郷38番地 光の家療育センター、死亡の場所埼玉県入間郡毛呂山町、死亡年月日令和7年7月12日、出生の場所宮崎県都城市、出生年月日昭和38年5月3日、職業無職  
被相続人 亡 田村 祐介  
事務所埼玉県さいたま市浦和区高砂2丁目10番3号 イチカワビルV4階 みゆき法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 山本 美雪  
催告期間満了日 令和8年6月30日  
さいたま家庭裁判所飯能出張所

**令和7年(家)第3344号**  
富山県中新川郡立山町前沢3396番地19  
申立人 安齊知恵子  
本籍富山県中新川郡上市町法音寺1番地1、最後の住所富山県中新川郡舟橋村舟橋58番地1 ふなはし莊、死亡の場所富山県中新川郡舟橋村、死亡年月日令和7年2月20日、出生の場所富山県中新川郡上市町、出生年月日昭和29年6月6日、職業無職  
被相続人 亡 井上 久子  
富山市本町9番10号 大同生命富山ビル6階 くさの法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 草野友里恵  
催告期間満了日 令和8年6月30日  
富山家庭裁判所

**令和7年(家)第40311号**  
札幌市中央区宮の森3条4丁目6番7-201号  
申立人 目黒紀美代  
本籍北海道小樽市真栄2丁目27番地、最後の住所札幌市西区山の手5条5丁目1番1号 札幌太田病院、死亡の場所北海道札幌市西区、死亡年月日令和7年7月7日、出生の場所北海道帯広市、出生年月日昭和26年5月14日、職業無職  
被相続人 亡 菅野 修司  
札幌市中央区南1条西14丁目ワフスわたなベビル7階 三木・佐々木法律事務所  
相続財産清算人 濑戸 悠介  
催告期間満了日 令和8年7月1日  
札幌家庭裁判所

**令和7年(家)第911号**  
 愛知県知多市岡田美里町30番地美里ガーデンハウス1  
 申立人 原 慶  
 本籍愛知県高浜市湯山町7丁目3番地12、最後の住所愛知県高浜市湯山町7丁目3番地12、死亡の場所愛知県知多郡阿久比町、死亡年月日令和7年9月17日、出生の場所愛知県碧海郡高浜町、出生年月日昭和29年1月4日、職業無職  
 被相続人 亡 近藤 正登  
 名古屋市中村区名駅3丁目4番6号名駅桜ビル301号・302号永原法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 永原 裕也  
 催告期間満了日 令和8年7月2日  
 名古屋家庭裁判所岡崎支部

**令和7年(家)第855号**  
 兵庫県洲本市五色町都志382番地1  
 申立人 廣瀬 政行  
 本籍兵庫県洲本市前平186番地1、最後の住所兵庫県洲本市炬口2丁目9番17号、死亡の場所兵庫県洲本市、死亡年月日令和6年11月9日、出生の場所兵庫県洲本市、出生年月日昭和2年9月12日、職業無職  
 被相続人 亡 川口 時夫  
 兵庫県洲本市本町6丁目2番17号 兵庫シーランドビル5階 おのころ法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 富本 和路  
 催告期間満了日 令和8年7月1日  
 神戸家庭裁判所洲本支部

**令和7年(家)第857号**  
 埼玉県越谷市宮本町5丁目39番1号  
 申立人 パラシオン越谷管理組合法人  
 本籍埼玉県越谷市大沢3219番地17、最後の住所埼玉県越谷市宮本町5丁目39番地1パラシオン越谷107号、死亡の場所埼玉県越谷市、死亡年月日推定令和7年3月1日から10日までの間、出生の場所東京都足立区、出生年月日昭和43年1月12日、職業不明  
 被相続人 亡 袖山 昭浩  
 事務所埼玉県越谷市南越谷4丁目11番1号南越谷株竹ビル3階栄光法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 西原 将明  
 催告期間満了日 令和8年7月3日  
 さいたま家庭裁判所越谷支部

**令和7年(家)第367号**  
 埼玉県本庄市小島6丁目4番4号  
 申立人 渡邊 桂  
 本籍東京都足立区西新井1丁目930番地、最後の住所埼玉県深谷市田所町12番6号 スマイリングホームメディス深谷、死亡の場所埼玉県深谷市、死亡年月日令和7年4月29日、出生の場所東京市荒川区、出生年月日昭和12年1月1日、職業無職  
 被相続人 亡 上野 喜規  
 事務所埼玉県本庄市早稲田の杜4丁目9番6号 早稲田の杜法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 米山 佳宏  
 催告期間満了日 令和8年7月15日  
 さいたま家庭裁判所熊谷支部

**令和7年(家)第483号**  
 東京都江東区亀戸6丁目52番6—502号  
 申立人 大澤 弘幸  
 本籍埼玉県羽生市大字稻子1298番地、最後の住所埼玉県羽生市大字稻子1298番地、死亡の場所埼玉県熊谷市、死亡年月日令和7年6月30日、出生の場所埼玉県羽生市、出生年月日昭和27年8月9日、職業無職  
 被相続人 亡 大澤 清子  
 事務所埼玉県熊谷市宮町2丁目42番地 熊谷ビル5階 落合・高野法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 高野 洋明  
 催告期間満了日 令和8年7月15日  
 さいたま家庭裁判所熊谷支部

**令和7年(家)第404号**  
 岩手県一関市藤沢町大籠字上野43番地2  
 申立人 千早 修子  
 本籍岩手県一関市藤沢町大籠字上野43番地2、最後の住所岩手県一関市藤沢町藤沢字町裏55番地特別養護老人ホーム光栄荘、死亡の場所岩手県一関市、死亡年月日令和5年9月24日、出生の場所岩手県東磐井郡大津保村、出生年月日昭和5年4月13日、職業無職  
 被相続人 亡 千早かきは  
 岩手県一関市藤沢町藤沢字町裏32番地  
 相続財産清算人 司法書士 首藤 清史  
 催告期間満了日 令和8年7月1日  
 盛岡家庭裁判所一関支部

**令和7年(家)第3135号**  
 山梨県南アルプス市浅原779番地8  
 申立人 望月みき子  
 本籍山梨県南巨摩郡早川町小縄713番地、最後の住所山梨県南アルプス市浅原779番地8、死亡の場所山梨県南アルプス市、死亡年月日令和7年6月8日、出生の場所山梨県南巨摩郡身延町、出生年月日昭和49年9月18日、職業会社員  
 被相続人 亡 望月 光春  
 事務所山梨県甲府市丸の内3丁目20番7号甲府フロントビル9階 三枝法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 三枝 重人  
 催告期間満了日 令和8年7月1日  
 甲府家庭裁判所

**令和7年(家)第5042号**  
 長野市新田町1103番地1  
 申立人 長野県信用組合  
 本籍長野県駒ヶ根市赤穂10180番地、最後の住所長野県駒ヶ根市赤穂10179番地1、死亡の場所長野県駒ヶ根市、死亡年月日令和7年5月26日、出生の場所長野県駒ヶ根市、出生年月日昭和19年7月19日、職業会社役員  
 被相続人 亡 中村 敏  
 長野県駒ヶ根市上穂南9番3号弁護士法人このまち駒ヶ根支所青木法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 青木 謙一  
 催告期間満了日 令和8年7月2日  
 長野家庭裁判所伊那支部

**令和7年(家)第554号**  
 岐阜市須賀4丁目11番1号  
 申立人 森田 利江  
 本籍岐阜県岐阜市五坪2丁目1番、最後の住所岐阜市須賀4丁目11番1号、死亡の場所岐阜県岐阜市、死亡年月日令和7年5月31日、出生の場所三重県宇治山田市、出生年月日昭和7年11月23日、職業無職  
 被相続人 亡 大矢 秀子  
 事務所岐阜市加納栄町通2-1-1 丸産ビル401 弁護士法人きんかぎふパートナーズ法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 安藤 博  
 催告期間満了日 令和8年7月2日  
 岐阜家庭裁判所

**令和7年(家)第756号**  
 岐阜県揖斐郡池田町池野221番地  
 申立人 竹中 龍治  
 本籍岐阜県揖斐郡池田町八幡1279番地、最後の住所岐阜県揖斐郡池田町八幡1279番地、死亡の場所岐阜県揖斐郡池田町、死亡年月日令和7年7月21日から31日までの間、出生の場所岐阜県安八郡神戸町、出生年月日昭和27年1月11日、職業無職  
 被相続人 亡 竹中 篤美  
 岐阜県海津市海津町馬目261番地1 ジエミニコートA203かいづ法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 小山 哲  
 催告期間満了日 令和8年7月7日  
 岐阜家庭裁判所大垣支部

**令和7年(家)第2156号**  
 愛知県豊橋市前田南町1丁目9番地26エヌ・フラット1階  
 申立人 石川 博子  
 本籍愛知県豊橋市牛川薬師町31番地、最後の住所愛知県豊橋市浪ノ上町13番地3スチュードントビルエグゼクティブアパートメントA101号、死亡の場所愛知県豊橋市、死亡年月日令和6年8月12日、出生の場所愛知県豊橋市、出生年月日昭和30年6月6日、職業無職  
 被相続人 亡 山田 弘治  
 事務所愛知県豊橋市前田中町11番地3 グランカーサEAST原法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 原 健治  
 催告期間満了日 令和8年7月2日  
 名古屋家庭裁判所豊橋支部

**令和7年(家)第20146号**  
 栃木県日光市森友1513-74  
 申立人 鮫島 守  
 本籍栃木県日光市森友954番地、最後の住所栃木県日光市森友954番地、死亡の場所栃木県日光市、死亡年月日令和6年12月29日、出生の場所栃木県河内郡大沢村、出生年月日昭和28年11月3日、職業不明  
 被相続人 亡 野澤 正明  
 栃木県宇都宮市下戸祭2丁目12番14号コモンビル1階小森竜介法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 小森 竜介  
 催告期間満了日 令和8年7月1日  
 宇都宮家庭裁判所

## 令和7年（家）第620号

千葉県茂原市山崎715番地10  
申立人 松崎 直  
本籍千葉県香取郡神崎町植房520番地、最後の住所千葉県香取郡神崎町植房520番地、死亡の場所千葉県香取市、死亡年月日令和7年6月2日、出生の場所千葉県香取郡小御門村、出生年月日昭和27年1月29日、職業農業  
被相続人 亡 松崎 清  
事務所千葉県市川市市川南1丁目9番23号京葉住設市川ビル5階 弁護士法人リバーシティ法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 丸島 一浩  
催告期間満了日 令和8年7月2日  
千葉家庭裁判所佐原支部

## 令和7年（家）第2148号

愛知県一宮市起字東茜屋43番地  
申立人 石垣 裕二  
本籍愛知県一宮市一色町22番地、最後の住所愛知県一宮市千秋町加納馬場字魚目5番地  
ナーシングホーム北斗千秋、死亡の場所愛知県一宮市、死亡年月日令和4年7月16日、出生の場所岐阜県岐阜市、出生年月日昭和27年7月10日、職業不詳  
被相続人 亡 角田 辰夫  
岐阜県岐阜市秋津町8番地2 クニシマビル1階 山田貞夫法律事務所  
相続財産清算人 山田 貞夫  
催告期間満了日 令和8年7月3日  
名古屋家庭裁判所一宮支部

## 令和7年（家）第576号

岡山県玉野市築港4丁目25番10号  
申立人 社会福祉法人玉野市社会福祉協議会  
本籍岡山県玉野市築港2丁目8番、最後の住所岡山県玉野市築港2丁目8番5号、死亡の場所岡山県玉野市、死亡年月日令和5年7月25日、出生の場所鹿児島県姶良郡帖佐村、出生年月日昭和11年10月23日、職業不明  
被相続人 亡 久保 努  
岡山市北区表町1丁目5番1号 岡山シンフォニービル1階 おかやま丸の内法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 小寺 立名  
催告期間満了日 令和8年7月3日  
岡山家庭裁判所玉野出張所

## 令和7年（家）第5031号

熊本市東区秋津町秋田3439-40  
申立人 宮田 琢磨  
本籍熊本県熊本市東区長嶺東5丁目957番地、最後の住所熊本県玉名郡長洲町大字長洲1833番地、死亡の場所熊本中央区、死亡年月日令和7年8月23日、出生の場所熊本県八代市、出生年月日昭和17年2月15日、職業無職  
被相続人 亡 坂田 妙淨  
事務所熊本中央区水前寺4-19-30  
相続財産清算人 弁護士 北里 敏明  
催告期間満了日 令和8年7月8日  
熊本家庭裁判所玉名支部

## 相続財産清算人の改任

次の被相続人について、その相続財産の清算人を次のとおり改任した。

## 令和7年（家）第76号

申立人 職権  
本籍北海道稚内市宝来2丁目419番地、最後の住所北海道稚内市宝来2丁目6番35号、死亡の場所北海道天塩郡遠別町、死亡年月日令和6年2月23日、出生の場所秋田県平鹿郡増田町、出生年月日大正11年7月21日、職業無職  
被相続人 亡 森 豊子

事務所北海道札幌市南区真駒内幸町2丁目1番地ミュークリスタル2階まこまない法律事務所  
改任前の相続財産清算人 弁護士 池田 慎介  
事務所北海道稚内市大黒3丁目5番8号マキノ第3ビル3階稚内ひまわり基金法律事務所  
改任後の相続財産清算人 弁護士 佐々木慶太  
旭川家庭裁判所稚内支部

## 公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出してください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

## 令和7年（ヘ）第3号

北九州市八幡西区香月西1丁目12番6号  
申立人 梶原 康司  
権利の届出の終期 令和8年4月8日  
令和7年12月9日 小倉簡易裁判所

## (別紙) 目録

(1)土地 北九州市八幡西区引野三丁目9番11  
宅地 61.52平方メートル  
(2)登記年月日番号 福岡法務局八幡出張所昭和46年12月9日受付第16569号  
(3)登記した権利の内容  
登記の目的 賃借権設定  
原因 昭和46年11月25日設定  
借賃 1m<sup>2</sup>当たり1月金20円  
支払期 每月末日  
存続期間 3年  
特約 譲渡、転貸ができる  
賃借権者 筑紫郡春日町春日原北町三丁目76番

地  
林 貞臣

## 失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

## 令和7年（家）第1573号

横浜市青葉区桂台1-6-17  
申立人 磯山 紀子  
本籍神奈川県横浜市青葉区桂台1丁目6番地17、最後の住所札幌市中央区南14条西8丁目5番7号b r a b u s行啓203号  
不在者 磯山 和広  
昭和62年8月9日生  
届出期間満了日 令和8年2月20日  
札幌家庭裁判所

## 除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

## 令和7年（ヘ）第1号

香川県丸亀市土器町東8丁目537番地1  
申立人 四国化成建材株式会社  
代表者代表取締役 鍼鍋 宣訓  
権利を争う旨の申述の終期 令和7年11月25日  
令和7年12月1日 水戸簡易裁判所  
(別紙) 目録  
約束手形 1通  
手形番号 A528189  
金額 1,592,116円  
支払期日 令和7年9月5日  
支払地 茨城県水戸市  
支払場所 株式会社筑波銀行県庁支店  
振出日 令和7年5月26日  
振出地 茨城県東茨城郡茨城町  
振出人 高橋建材工業株式会社 代表取締役  
高橋 幸雄  
受取人 申立人  
最終所持人 申立人

## 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

## 令和7年（フ）第1121号

神戸市中央区加納町4丁目7番23号とけいやビル1階  
債務者 キャピタルHD株式会社  
代表者代表取締役 板持 健太  
1 決定年月日時 令和7年12月11日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 須山幸一郎  
4 破産債権の届出期間 令和8年1月15日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午前11時  
6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。  
神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第843号 北九州市小倉南区葉山町3丁目13番10号 債務者 Liebeエンタープライズ有限会社 代表者代表取締役 内藤綾由子 1 決定年月日時 令和7年12月10日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大間 京介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月17日午前10時30分 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	1 決定年月日時 令和7年12月11日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 谷口 拓 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月5日午後2時 和歌山地方裁判所民事部破産再生係	3 破産管財人 弁護士 飯村 尚志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月13日午後2時 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第5940号 大阪市北区天満橋1丁目4番8-1202 債務者 株式会社オアシス 代表者代表取締役 石原 海弥 1 決定年月日時 令和7年12月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柳田 清史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月2日午後2時20分 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年12月10日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 有田 隆 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月6日午前11時 山口地方裁判所宇部支部	1 決定年月日時 令和7年12月10日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 八巻佐知子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午前11時 甲府地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第612号 大阪府泉佐野市上瓦屋1024番地の15 債務者 有限会社 M. s. P 代表者取締役 松谷 徳寿 1 決定年月日時 令和7年12月11日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 酒井 卓也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月2日午後2時 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月11日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 酒井 将平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午後3時 旭川地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年12月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 金田 康裕 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午前10時 福島地方裁判所いわき支部
令和7年(フ)第5319号 大阪府寝屋川市三井南町25番111号 債務者 BEAUTY UP COUTURE合同会社 代表者代表社員 沼田 深雪 1 決定年月日時 令和7年12月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小澤 拓 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月5日午後2時20分 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年12月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 角 憲和 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月12日午後2時20分 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年12月11日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 濑合 彩子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午前11時 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(フ)第360号 和歌山県岩出市吉田358番地の1 債務者 有限会社サンフィールド 代表者取締役 田畠眞理子	1 決定年月日時 令和7年12月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年12月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 守田 芳浩 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午前10時 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
<b>破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間</b>		
次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。		
<b>令和7年(フ)第1398号</b>		
仙台市太白区恵和町25番30号 債務者 友重章太郎		
1 決定年月日時 令和7年12月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。		
3 破産管財人 弁護士 伊藤 鳳馬		
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月27日午前11時5分		
5 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係		
<b>令和7年(フ)第271号</b>		
群馬県高崎市倉賀野町2754番地1 クレスト202号 債務者 小島 耀太		
1 決定年月日時 令和7年12月10日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。		
3 破産管財人 弁護士 飯野 豪		
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月2日午前11時30分		
5 免責意見申述期間 令和8年2月4日まで 前橋地方裁判所高崎支部		
<b>令和7年(フ)第627号</b>		
埼玉県所沢市西所沢1丁目16番31号 債務者 松下 勝久		
1 決定年月日時 令和7年12月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。		
3 破産管財人 弁護士 及川 保之		
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月18日午後3時20分		
5 免責意見申述期間 令和8年2月4日まで さいたま地方裁判所川越支部		
<b>令和7年(フ)第503号</b>		
新潟市東区東中野山3丁目9番13-1315号 債務者 磯部千恵子		
1 決定年月日時 令和7年12月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。		
3 破産管財人 弁護士 立川 純理		
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月17日午後1時30分		
5 免責意見申述期間 令和8年2月5日まで 新潟地方裁判所民事部		

令和7年(フ) 第548号 新潟市中央区米山3丁目1番41号 パストラルハイム米山壱番館1004号、前住所新潟市秋葉区川口2274番地 債務者 小林 直史 1 決定年月日時 令和7年12月11日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 磯部 亘 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月20日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年2月5日まで 新潟地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年12月11日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 米沢 龍史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月5日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで 津地方裁判所伊賀支部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月10日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで 広島地方裁判所民事第4部	3 破産管財人 弁護士 鹿野 純 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年2月12日まで 山形地方裁判所民事部
令和7年(フ) 第390号 香川県高松市川島東町303番地7 債務者 藤本 康介 1 決定年月日時 令和7年12月11日午前9時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久保 太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月5日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係	1 決定年月日時 令和7年12月11日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山田幸太朗 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月13日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで 大津地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年12月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 梅原 太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月24日午後3時 5 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年12月10日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 若林 祐介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月18日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月12日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ) 第1319号 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字御林3番地の53 債務者 ARYAL SHANJIB 1 決定年月日時 令和7年12月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鎌田 健司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月16日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月11日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平塚 崇 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月27日前10時50分 5 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで 大津地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年12月11日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉田 祐治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで 大分地方裁判所佐伯支部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 榊原 雅文 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月26日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和8年2月12日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ) 第298号 茨城県かすみがうら市下稲吉1702番地1 グランパパB-102 債務者 藤田 尚淑 1 決定年月日時 令和7年12月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大和田 理 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月12日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年12月10日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松原 一輝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月27日前10時50分 5 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで 岡山地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年12月11日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森崎 满 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで 大分地方裁判所佐伯支部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月10日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 翔志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月26日午後2時40分 5 免責意見申述期間 令和8年2月12日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ) 第77号 三重県伊賀市柘植町3353番地の1 アーバンライフ柘植103、前住所三重県伊賀市上野相生町2829番地の1 ファミレトープA 債務者 谷口 紗知(旧姓山口)	1 決定年月日時 令和7年12月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 谷口 怜司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月10日午前10時50分 5 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで 岡山地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年12月10日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高島 梨香 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月19日午前11時5分 5 免責意見申述期間 令和8年2月12日まで 仙台地方裁判所古川支部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月10日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 判治 裕介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月10日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月12日まで 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ) 第1093号 広島県安芸郡府中町山田1丁目1番11-2号 サニーコート府中202 債務者 杉本 ゆり 1 決定年月日時 令和7年12月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤川 彩	1 決定年月日時 令和7年12月11日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年12月11日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。	

令和7年（フ）第253号 徳島県徳島市八万町千鳥18番地の7 債務者 森口 寛子 1 決定年月日時 令和7年12月11日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 真鍋 直敬 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月5日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年2月12日まで 徳島地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年12月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大野 峻 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月2日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和8年2月16日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	3 破産管財人 弁護士 和田 知子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月2日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和8年2月16日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（フ）第886号 埼玉県所沢市小手指元町3丁目26番地の13 コーポ大館206 債務者 市来 伸次 1 決定年月日時 令和7年12月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐々木 修 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日午後3時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年（フ）第270号 徳島県徳島市国府町井戸字高輪地52番地の2 債務者 丸山 美栄 1 決定年月日時 令和7年12月11日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 住吉 恵介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月9日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年2月12日まで 徳島地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年12月11日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉川 友朗 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月17日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和8年2月16日まで 静岡地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年12月10日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡部 将吾 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月2日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年2月16日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係	令和7年（フ）第2228号 名古屋市名東区上菅2丁目510番地 ドエル ナイトウ102号 債務者 朝隈 荒太 1 決定年月日時 令和7年12月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柿本 悠貴 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年（フ）第224号 兵庫県尼崎市西長洲町2丁目27番21号 債務者 山中 和也 1 決定年月日時 令和7年12月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小林 靖子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年2月13日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係	1 決定年月日時 令和7年12月10日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 津田洋一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月2日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和8年2月16日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年12月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石田 拓朗 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月3日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで 水戸地方裁判所	令和7年（フ）第391号 茨城県常陸大宮市上小瀬4588番地の1 市営 貝之介住宅9号 債務者 橋本 正紀 1 決定年月日時 令和7年12月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石田 拓朗 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月3日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年（フ）第240号 群馬県高崎市倉賀野町819番地18 債務者 中山 翔太 1 決定年月日時 令和7年12月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石島 研二 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月2日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和8年2月16日まで 前橋地方裁判所高崎支部	1 決定年月日時 令和7年12月10日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 池内 悠樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月2日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和8年2月16日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年12月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 五十川剛俊 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月3日午後1時45分 5 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで さいたま地方裁判所熊谷支部	令和7年（フ）第2710号 名古屋市緑区平手北1丁目1113番地 ノーブ ルコートサイド301号 債務者 小宮淑子こと LEE SOOK JA 李 淑子 1 決定年月日時 令和7年12月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小林 ゆき 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年（フ）第240号 群馬県高崎市倉賀野町819番地18 債務者 中山 翔太 1 決定年月日時 令和7年12月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石島 研二 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月2日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和8年2月16日まで 前橋地方裁判所高崎支部	1 決定年月日時 令和7年12月10日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 池内 悠樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月2日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和8年2月16日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年12月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 五十川剛俊 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月3日午後1時45分 5 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで さいたま地方裁判所熊谷支部	令和7年（フ）第441号 茨城県桜川市亀岡992 さざんか荘、住民票上の住所茨城県桜川市真壁町東山田1433番地 債務者 土井 澄由 1 決定年月日時 令和7年12月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 清水 繁 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 水戸地方裁判所
令和7年（フ）第1994号 さいたま市大宮区桜木町3丁目99番地1 ド ルミエール大宮、旧住所埼玉県川口市本町2 丁目4番17号 リブリ・アクエリアス103号 債務者 くずし割烹はら子こと 原子 和恭	1 決定年月日時 令和7年12月10日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年12月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 雨宮 敬之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月25日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 鹿児島地方裁判所加治木支部破産係	令和7年（フ）第144号 鹿児島県姶良市平松7546番地30 債務者 川崎 優 1 決定年月日時 令和7年12月10日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 雨宮 敬之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月25日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

<b>令和7年(フ)第193号</b>	<b>破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間</b>
青森県八戸市大字鮫町字住吉町7番地 債務者 中村 良一	
1 決定年月日時 令和7年12月11日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 橋本 薫 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月9日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年2月19日まで 青森地方裁判所八戸支部破産係	
<b>令和7年(フ)第626号</b>	
神奈川県平塚市龍城ケ丘2番38号 弥生ハイツ202 債務者 間谷 美那(旧姓梁井)	
1 決定年月日時 令和7年12月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山辺 直義 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月3日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年2月19日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	
<b>令和7年(フ)第690号</b>	
神奈川県厚木市岡田1丁目10番52号 大成パレス岡田202 債務者 乙戸 君夫	
1 決定年月日時 令和7年12月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 林 志保 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年2月19日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	
<b>令和7年(フ)第5958号</b>	
大阪府茨木市大正町2番3号 サンフォーレ辰巳 602号 債務者 高岸美也子	
1 決定年月日時 令和7年12月10日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中島 央貴 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月5日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和8年2月19日まで 大阪地方裁判所第6民事部	

<b>令和7年(フ)第20号</b>	<b>理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</b>
北海道檜山郡江差町字円山299番地12 円山通り団地B棟 101号室 債務者 日高 寿廣	4 免責意見申述期間 令和8年1月30日まで 津地方裁判所伊勢支部破産係
1 決定年月日時 令和7年12月9日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	<b>令和7年(フ)第900号</b>
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	埼玉県日高市武藏台5丁目3番16号 債務者 田副 出航
4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで 函館地方裁判所江差支部	1 決定年月日時 令和7年12月9日午後5時 2 主文 傾向について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
<b>令和7年(フ)第236号</b>	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形県東村山郡山辺町大字山辺2816番地29、前住所東京都豊島区上池袋1丁目37番22号 レジディアンタワー上池袋(タワー棟)1814号 債務者 斎藤絵莉佳	4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで さいたま地方裁判所川越支部
1 決定年月日時 令和7年12月11日午後2時 2 主文 傾向について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	<b>令和7年(フ)第936号</b>
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	埼玉県川越市岸町2丁目39番地5 (パークイン岸町104号室) 債務者 高橋美称子
4 免責意見申述期間 令和8年1月29日まで 山形地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年12月9日午後5時 2 主文 傾向について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
<b>令和7年(フ)第112号</b>	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形県長井市勧進代733番地 債務者 樋口 文雄	4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで さいたま地方裁判所川越支部
1 決定年月日時 令和7年12月11日午前10時 2 主文 傾向について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	<b>令和7年(フ)第937号</b>
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	埼玉県入間市大字仏子629番地8、前住所埼玉県川口市南鳩ヶ谷2丁目27番4号 川口寮217号 債務者 磯野 渉
4 免責意見申述期間 令和8年1月29日まで 山形地方裁判所米沢支部	1 決定年月日時 令和7年12月9日午後5時 2 主文 傾向について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
<b>令和7年(フ)第86号</b>	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
三重県志摩市阿児町神明992番地85 リーシング志摩(旧・ハウスクローネⅡ)103号 債務者 西岡 忠司	4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで さいたま地方裁判所川越支部
1 決定年月日時 令和7年12月11日午前10時 2 主文 傾向について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	<b>令和7年(フ)第943号</b>
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	埼玉県坂戸市三光町34番地6 コピ坂戸208号室 債務者 斎藤 優佳
4 免責意見申述期間 令和8年1月29日まで 山形地方裁判所米沢支部	1 決定年月日時 令和7年12月9日午後5時 2 主文 傾向について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
<b>令和7年(フ)第9号</b>	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
島根県隱岐郡隱岐の島町郡884番地 債務者 辻木 和子	4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 松江地方裁判所西郷支部破産係
1 決定年月日時 令和7年12月8日午後4時 2 主文 傾向について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで さいたま地方裁判所川越支部	

**令和7年(フ)第347号**  
岡山県倉敷市水島北亀島町8番2—105号  
ピレッジハウス水島  
債務者 柚植 亮  
1 決定年月日時 令和7年12月11日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで  
　　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**令和7年(フ)第392号**  
岡山県倉敷市徳芳178番地1 市営徳芳中団地10号  
債務者 高橋 拳人  
1 決定年月日時 令和7年12月11日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで  
　　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**令和7年(フ)第401号**  
岡山県井原市西方町1471番地 西方住宅D—303号、転居前の住所岡山県井原市七日市町696番地2 Florence 1997 202  
債務者 花本麻希子  
1 決定年月日時 令和7年12月11日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで  
　　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**令和7年(フ)第2084号**  
埼玉県蕨市塚越1丁目18番14号 カインドネス蕨301号  
債務者 大谷 知輝  
1 決定年月日時 令和7年12月10日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで  
　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年(フ) 第2109号**  
埼玉県戸田市大字新曾1860番地の3 プレール新曾206号室、旧住所埼玉県戸田市大字新曾1861番地の2  
債務者 泉 直子  
1 決定年月日時 令和7年12月10日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係  
**令和7年(フ) 第2119号**  
さいたま市浦和区領家3丁目26番1号 ハイムタカノ102号室、旧住所埼玉県川口市北園町12番20号 並木マンション305号室  
債務者 武谷 泰久  
1 決定年月日時 令和7年12月10日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係  
**令和7年(フ) 第2158号**  
埼玉県鴻巣市加美2丁目8番25-102号 グレースコートB棟  
債務者 佐野 友香  
1 決定年月日時 令和7年12月10日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係  
**令和7年(フ) 第2164号**  
さいたま市中央区大字下落合1066番地2 クリスタルレジデンス1001号室  
債務者 坂本 航希  
1 決定年月日時 令和7年12月10日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年(フ)第721号**  
埼玉県草加市冰川町2154番地8 サクラハイツA-101号  
債務者 内田たか子(旧姓人見)  
1 決定年月日時 令和7年12月10日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで  
さいたま地方裁判所越谷支部破産係  
**令和7年(フ)第741号**  
埼玉県三郷市戸ヶ崎2105番地1 戸ヶ崎コープ105  
債務者 石山 吉市  
1 決定年月日時 令和7年12月10日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで  
さいたま地方裁判所越谷支部破産係  
**令和7年(フ)第742号**  
埼玉県三郷市戸ヶ崎2105番地1 戸ヶ崎コープ105  
債務者 イシヤマ ジョセリン ダコツト  
1 決定年月日時 令和7年12月10日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで  
さいたま地方裁判所越谷支部破産係  
**令和7年(フ)第760号**  
埼玉県越谷市西方1丁目3455番地 サンライフユウ203号  
債務者 辻本 浩光  
1 決定年月日時 令和7年12月10日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで  
さいたま地方裁判所越谷支部破産係  
**令和7年(フ)第829号**  
埼玉県越谷市川柳町1丁目40番地2 畔上住宅22号棟  
債務者 吉川 誠

1 決定年月日時 令和7年12月10日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで  
    さいたま地方裁判所越谷支部破産係  
**令和7年(フ)第39号**  
埼玉県深谷市上柴町西1丁目20番地11 アリ  
ス深谷第6号館205号  
債務者 山崎 知奈  
1 決定年月日時 令和7年12月10日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで  
    さいたま地方裁判所熊谷支部  
**令和7年(フ)第31号**  
埼玉県秩父郡長瀬町大字野上下郷852番地2  
債務者 四方田竜次  
1 決定年月日時 令和7年12月10日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで  
    さいたま地方裁判所秩父支部破産係  
**令和7年(フ)第36号**  
埼玉県秩父市寺尾1476-1、住民票上の住所  
埼玉県秩父市中宮町18番23号  
債務者 小池 清美  
1 決定年月日時 令和7年12月10日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで  
    さいたま地方裁判所秩父支部破産係  
**令和7年(フ)第175号**  
千葉県大網白里市大網5002番地77  
債務者 作田 康介  
1 決定年月日時 令和7年12月9日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで  
    千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**令和7年(フ)第106号**  
岡山县津山市川崎262番地1 メゾングリン  
ピアB101  
債務者 前田 義久  
1 決定年月日時 令和7年12月9日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで  
    岡山地方裁判所津山支部

**令和7年(フ)第152号**  
鹿児島県姶良市平松5670番地13  
債務者 村田 離菜  
1 決定年月日時 令和7年12月5日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで  
    鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**令和7年(フ)第664号**  
札幌市西区二十四軒3条5丁目9番33-405号  
債務者 甲斐 智経  
1 決定年月日時 令和7年12月10日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年2月4日まで  
    札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第2179号**  
札幌市手稲区星置2条4丁目2番8号 スタードリーム103号  
債務者 古田里緒美(旧姓関)  
1 決定年月日時 令和7年12月10日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年2月4日まで  
    札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第2268号**  
北海道江別市錦町18番地の1 新栄団地A-  
208号室  
債務者 北原 明穂  
1 決定年月日時 令和7年12月10日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年2月4日まで  
　　札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第2366号**  
札幌市東区本町1条1丁目6番3-101号  
債務者 森田 慎  
1 決定年月日時 令和7年12月10日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年2月4日まで  
　　札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第2372号**  
札幌市西区西野10条7丁目14番3号  
債務者 橋本 歩  
1 決定年月日時 令和7年12月10日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年2月4日まで  
　　札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第2426号**  
札幌市手稲区新発寒7条1丁目4番12号  
債務者 岩野 博美  
1 決定年月日時 令和7年12月10日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年2月4日まで  
　　札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第365号**  
北海道旭川市永山1条20丁目1番11-603号  
債務者 諸橋 泉  
1 決定年月日時 令和7年12月10日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月4日まで  
旭川地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第387号**

群馬県伊勢崎市今泉町2丁目942番地1 づ  
しょうハイツ1、旧住所群馬県伊勢崎市日乃  
出町1147番地10

債務者 高橋 佑子

1 決定年月日時 令和7年12月11日午前10時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月4日まで  
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和7年(フ)第393号**

群馬県伊勢崎市緑町1番14号 シティーパレ  
ス伊勢崎702

債務者 梅澤 進一

1 決定年月日時 令和7年12月11日午前10時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月4日まで  
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和7年(フ)第287号**

群馬県高崎市金古町1924番地3 第2伊藤マ  
ンション303、住民票上の住所群馬県高崎市  
足門町382番地7

債務者 藤巻 隆紀

1 決定年月日時 令和7年12月10日午前10時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月4日まで  
前橋地方裁判所高崎支部

**令和7年(フ)第189号**

千葉県東金市日吉台2丁目17番地11

債務者 木内 伸弥

1 決定年月日時 令和7年12月10日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月4日まで  
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係  
**令和7年(フ)第366号**

静岡県沼津市高島本町14番7号 シティコ一  
ボ高島303

債務者 水口 雪乃(旧名英之)

1 決定年月日時 令和7年12月10日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月4日まで  
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係  
**令和7年(フ)第266号**

愛知県丹羽郡大口町余野3丁目103番地 メ  
ゾンミズノ203号

債務者 白井 一也

1 決定年月日時 令和7年12月10日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月4日まで  
名古屋地方裁判所一宮支部  
**令和7年(フ)第312号**

愛知県一宮市北今字小家5番地11

債務者 西園アキエ

1 決定年月日時 令和7年12月10日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月4日まで  
名古屋地方裁判所一宮支部  
**令和7年(フ)第35号**

京都府舞鶴市字七日市103番地

債務者 今西真由美(旧姓奥山)

1 決定年月日時 令和7年12月10日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月4日まで  
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

<b>令和7年(フ)第186号</b>
高知市大津乙896番地1 ライトハウス大津 I-207、旧住所高知市大津乙456番地7 債務者 岡本空亞羅
1 決定年月日時 令和7年12月11日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月4日まで 高知地方裁判所破産係
<b>令和7年(フ)第266号</b>
高知県土佐市高岡町乙150番地3 債務者 片岡加菜恵
1 決定年月日時 令和7年12月11日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月4日まで 高知地方裁判所破産係
<b>令和7年(フ)第2060号</b>
東京都日野市旭が丘6丁目8番地の5シティ ハウス105 債務者 田中未輝人
1 決定年月日時 令和7年12月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月5日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
<b>令和7年(フ)第367号</b>
静岡県伊豆市月ヶ瀬337番地の2 夢無限あ まぎ、申立時の住所静岡県伊豆市修善寺1463 番地の3 ビレッジハウス1号棟401号 債務者 寺岡 英二
1 決定年月日時 令和7年12月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月5日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

<b>令和7年(フ)第409号</b>
静岡県沼津市下香貫柿原2851番地の4 債務者 丸山 利弘
1 決定年月日時 令和7年12月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月5日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
<b>令和7年(フ)第327号</b>
香川県高松市木太町3033番地2 アリスト木 太105 債務者 上杉 康典
1 決定年月日時 令和7年12月11日午前9時30 分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月5日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係
<b>令和7年(フ)第394号</b>
香川県高松市一宮町1292番地2 債務者 藤谷 陽子
1 決定年月日時 令和7年12月11日午前9時30 分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月5日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係
<b>令和7年(フ)第395号</b>
香川県高松市飯田町783番地3 債務者 田尾菜々子
1 決定年月日時 令和7年12月11日午前9時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月5日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係
<b>令和7年(フ)第159号</b>
鹿児島県霧島市国分松木町33番7-1号 債務者 笠 麻衣子
1 決定年月日時 令和7年12月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月5日まで 鹿児島地方裁判所加治木支部破産係
<b>破産手続終結</b>
<b>令和6年(フ)第1585号</b>
千葉県市川市鬼高2丁目11番12-605号(日 商岩井中山マンション) 破産者 石渡 章元
1 決定年月日 令和7年12月5日 2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
<b>令和7年(フ)第717号</b>
千葉県市川市宮久保3丁目24番4号(村越ハ イム8号) 破産者 徳永 育利
1 決定年月日 令和7年12月8日 2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
<b>令和7年(フ)第33号</b>
兵庫県明石市藤江2029番地1 破産者 株式会社マルキン和田商店
1 決定年月日 令和7年12月9日 2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所明石支部破産係
<b>令和7年(フ)第49号</b>
仙台市若林区卸町東2丁目2番地2 破産者 株式会社S D21
1 決定年月日 令和7年12月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第4民事部破産係
<b>令和4年(フ)第6161号</b>
東京都杉並区浜田山4丁目10-10 破産者 小竹 鼓
1 決定年月日 令和7年12月11日 2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部



令和7年（フ）第1353号 大阪府高槻市富田町6丁目27番3号 破産者 植田 智子（旧姓上田） 1 決定年月日 令和7年12月11日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（フ）第98号 兵庫県宝塚市安倉南4丁目33番16号 破産者 林 弘子 1 決定年月日 令和7年12月11日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所伊丹支部破産係
令和7年（フ）第30号 岡山県倉敷市北畠3丁目11番45号、開始決定時の住所岡山県倉敷市玉島上成828番地13 破産者 中村 徳秀 1 決定年月日 令和7年12月11日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年（フ）第116号 愛媛県松山市東雲町6番地6 三光ガスビル205号 破産者 笹田 紀之 1 決定年月日 令和7年12月11日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所民事部

令和6年（フ）第68号 熊本市南区城南町舞原116番地1 パインヒル21Ⅱ-201号室、申立時の住所福岡県大牟田市大字歴木50番地2 高泉県営住宅900棟33号、申立時の住民票上の住所福岡県大牟田市大字橘1195番地2 破産者 櫻井 雅也 1 決定年月日 令和7年12月11日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所大牟田支部
令和6年（フ）第3号 福島県郡山市富久山町福原字柿内戸1番地の5 フォレスタ柿内戸D号、前住所福島県耶麻郡猪苗代町大字三郷字下大作5223番地 破産者 斎藤 正行 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所会津若松支部破産係
令和5年（フ）第303号 佐賀県佐賀市金立町大字千布4073番地11 B O S C O 高木瀬東207、前住所佐賀市高木瀬町大字東高木223番地8 サーバス夢咲公園301号 破産者 藤原精一朗 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所民事部破産係
令和6年（フ）第779号 熊本市東区下南部1丁目3番28号 ソレイユエトワール305、転入前住所熊本市北区八景水谷4丁目5番68号 レジデンス杉102 破産者 川口 真希（旧姓宮木） 1 決定年月日 令和7年12月12日 2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所民事部
令和6年（フ）第68号 熊本市南区城南町舞原116番地1 パインヒル21Ⅱ-201号室、申立時の住所福岡県大牟田市大字歴木50番地2 高泉県営住宅900棟33号、申立時の住民票上の住所福岡県大牟田市大字橘1195番地2 破産者 櫻井 雅也 1 決定年月日 令和7年12月11日 2 一般調査期日 令和8年3月3日前10時40分 令和7年12月11日 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年（フ）第1909号 名古屋市中村区栄生町3番26号 破産者 内ヶ島隆寛 1 破産債権の届出期間 令和8年1月16日まで 2 一般調査期日 令和8年3月10日前10時10分 令和7年12月11日 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年（フ）第4号 福岡県柳川市西蒲池763番地1 グランリック206号、前住所福岡県久留米市花畠2丁目16番地14 フォーウィルズコート301号 破産者 高田 悠人 1 破産債権の届出期間 令和8年1月19日まで 2 一般調査期日 令和8年3月11日前10時30分 令和7年12月11日 福岡地方裁判所柳川支部破産係
令和6年（フ）第410号 北九州市戸畠区中原西2丁目12番11-307号 破産者 白石 理香 1 破産債権の届出期間 令和8年1月19日まで 2 一般調査期日 令和8年2月24日前後2時 令和7年12月12日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年（フ）第144号 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野603番地12 クレール吉野101号 破産者 堤 萌子（旧姓石井） 1 破産債権の届出期間 令和8年1月20日まで 2 一般調査期日 令和8年3月5日前10時50分 令和7年12月12日 佐賀地方裁判所民事部破産係
令和7年（フ）第95号 岐阜市加納愛宕町18番地1（愛宕住宅703号室）、開始決定時の住所岐阜市六条片田1丁目20番4号 破産者 季節料理うさ美こと 宇佐美 太 1 破産債権の届出期間 令和8年1月21日まで 2 一般調査期日 令和8年3月10日前10時20分 令和7年12月10日 岐阜地方裁判所

令和6年(フ)第351号 愛媛県松山市上野町甲1089番地4 破産者 日浅 純季 1 破産債権の届出期間 令和8年1月26日まで 2 一般調査期日 令和8年3月19日午後1時45分 令和7年12月12日 松山地方裁判所民事部	令和6年(フ)第39号 さいたま市北区日進町3丁目623番地1 ワコーレ大宮宮原103号 破産者 岩本みどり 1 破産債権の届出期間 令和8年1月30日まで 2 一般調査期日 令和8年3月4日午前10時30分 令和7年12月11日 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第197号 埼玉県川口市領家2丁目24番9号 FLEX 川口205号、旧住所埼玉県川口市領家2丁目 27番14-407号 ハーベスト柿の木 破産者 島田 誠 1 破産債権の届出期間 令和8年1月30日まで 2 一般調査期日 令和8年3月11日午前10時 令和7年12月11日 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第2285号 大阪府東大阪市柏本町18番36-1408号 破産者 橋川 洋助 1 破産債権の届出期間 令和8年1月30日まで 2 一般調査期日 令和8年3月5日午後1時40分 令和7年12月11日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2650号 大阪市西成区南津守6丁目3番73号 破産者 斎藤 心鶴 1 破産債権の届出期間 令和8年1月30日まで 2 一般調査期日 令和8年3月2日午後1時40分 令和7年12月11日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第50号 佐賀市大和町大字久池井2102番地4 破産者 納富 静磨

1 破産債権の届出期間 令和8年2月6日まで 2 一般調査期日 令和8年3月12日午前10時30分 令和7年12月12日 佐賀地方裁判所民事部破産係	異議申述期間 令和8年2月5日まで 令和7年12月11日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第793号 埼玉県川口市三ツ和2-29-11 介護付有料老人ホームみんなの家・鳩ヶ谷、住民票上の住所埼玉県川口市八幡木3丁目12番地の15 破産者 今野 國夫 1 破産債権の届出期間 令和8年2月18日まで 2 一般調査期日 令和8年3月4日午前9時50分 令和7年12月11日 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第2071号 大阪市浪速区恵美須西2丁目14番12-203号 破産者 奥野 秀輔 異議申述期間 令和8年2月5日まで 令和7年12月11日 大阪地方裁判所第6民事部
書面による計算報告 次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。	令和7年(フ)第4222号 大阪市住之江区南港中5丁目3番44-1007号 破産者 植田竹比古(旧姓江里口) 異議申述期間 令和8年2月5日まで 令和7年12月11日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第77号 宮崎市江南2丁目20番3号 破産者 福田 二朗 異議申述期間 令和8年1月23日まで 令和7年12月12日 宮崎地方裁判所破産係	特別清算終結 令和6年(ヒ)第10001号 仙台市青葉区桜ヶ丘5丁目34番11号 清算株式会社 株式会社アウトオーレ 1 決定年月日 令和7年12月9日 2 主文 本件特別清算手続を終結する。 仙台地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第223号 宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋1304番地 田ノ上アパート206、開始決定時の住所宮崎県児湯郡高鍋町大字南高鍋11855番地 破産者 河野佐保子 異議申述期間 令和8年1月23日まで 令和7年12月12日 宮崎地方裁判所破産係	小規模個人再生による再生手続開始 令和7年(再イ)第185号 埼玉県川口市大字伊刈907番地の3 再生債務者 西野 真二 1 決定年月日時 令和7年12月11日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月19日から令和8年1月26日まで さいたま地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第379号 宮崎市大橋3丁目164番地 コアマンションルネス大橋1101号 破産者 東 真由美 異議申述期間 令和8年1月23日まで 令和7年12月12日 宮崎地方裁判所破産係	令和7年(再イ)第25号 神奈川県愛甲郡愛川町中津964番地の13 再生債務者 長嶋加菜子 1 決定年月日時 令和7年12月12日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月16日から令和8年1月23日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係
令和3年(フ)第870号 大阪府大阪市鶴見区浜2丁目2番50-302、開始決定時の住所大阪市福島区玉川1丁目1番36-3010号 破産者 物河 昭	令和7年(再イ)第24号 長野県上田市真田町長1877番地 再生債務者 川崎 健男 1 決定年月日時 令和7年12月11日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月15日から令和8年1月22日まで 長野地方裁判所上田支部

令和7年(再イ)第24号 長野県上田市真田町長1877番地 再生債務者 川崎 健男 1 決定年月日時 令和7年12月11日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月15日から令和8年1月22日まで 長野地方裁判所上田支部
令和7年(再イ)第27号 長野県上田市小泉2316番地1 再生債務者 寄留 友明 1 決定年月日時 令和7年12月12日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月16日から令和8年1月23日まで 長野地方裁判所上田支部
令和7年(再イ)第117号 千葉県松戸市栄町5丁目319番地の14 再生債務者 金武 由 1 決定年月日時 令和7年12月9日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月6日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年1月27日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(再イ)第24号 沖縄県うるま市字昆布1275番地 ニューコートニー306 再生債務者 田嶋 佳明 1 決定年月日時 令和7年12月9日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月6日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月20日から令和8年1月27日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年（再イ）第113号 千葉県松戸市牧の原435番地の1 牧の原公園住宅1街区9棟106号 再生債務者 烏居 欣明 1 決定年月日時 令和7年12月8日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月7日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年1月26日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	1 決定年月日時 令和7年12月10日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月7日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月21日から令和8年1月28日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年（再イ）第72号 熊本県合志市御代志1454番地6 再生債務者 本田枝里加 1 決定年月日時 令和7年12月10日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月7日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月21日から令和8年1月28日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 <b>小規模個人再生による書面決議に付する決定</b>	令和7年（再イ）第28号 山口県下関市彦島塙浜町2丁目20番18号 再生債務者 増田 優 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月3日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月9日まで 令和7年12月12日 山口地方裁判所下関支部再生係
令和7年（再イ）第41号 山梨県南アルプス市小笠原2043番地 ソーナ・ベルデ202 再生債務者 中沢 広恵 1 決定年月日時 令和7年12月10日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月7日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月21日から令和8年2月12日まで 甲府地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月10日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月7日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月21日から令和8年1月28日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年（再イ）第78号 兵庫県姫路市飾磨区細江2536番地 エンブレイス姫路飾磨Ⅱ902号 再生債務者 西田 正吾 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月9日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月9日まで 令和7年12月12日 神戸地方裁判所姫路支部	令和7年（再イ）第9号 福岡県鞍手郡小竹町大字御徳167番地33 再生債務者 中尾 友洋 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月26日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月9日まで 令和7年12月12日 福岡地方裁判所直方支部
令和7年（再イ）第52号 福岡県久留米市梅満町336番地1 サンモール梅満603号 再生債務者 木室 健一 1 決定年月日時 令和7年12月10日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月7日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月15日から令和8年1月22日まで 福岡地方裁判所久留米支部個人再生係	1 決定年月日時 令和7年12月10日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月7日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月21日から令和8年1月28日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年（再イ）第15号 島根県大田市大田町大田169-1 サニープレイスA102号室、住民票上の住所広島県広島市安芸区矢野町752番地971 再生債務者 笠村 純一 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月5日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月9日まで 令和7年12月12日 松江地方裁判所出雲支部	令和7年（再イ）第19号 熊本市南区上ノ郷1丁目10番26号 ハピネス上ノ郷101 再生債務者 吉岡真一郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月6日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月9日まで 令和7年12月12日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年（再イ）第120号 北九州市戸畠区牧山1丁目1番47-303号 再生債務者 羽根 知 1 決定年月日時 令和7年12月10日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月7日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月14日から令和8年1月21日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	1 決定年月日時 令和7年12月10日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月7日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月21日から令和8年1月28日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年（再イ）第68号 熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼12番地7 シャトレー菊陽B 208号 再生債務者 永田 六助 1 決定年月日時 令和7年12月10日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月7日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月21日から令和8年1月28日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年（再イ）第29号 福岡県北九州市八幡東区清田1丁目4番27号 再生債務者 矢野 賞太 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月27日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月9日まで 令和7年12月12日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年（再イ）第33号 熊本市南区八分字町549番地5 再生債務者 築城 誠	1 決定年月日時 令和7年12月10日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月7日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月21日から令和8年1月28日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年（再イ）第93号 広島市中区千田町2丁目4番18号 C 再生債務者 荒上 和恵 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月26日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月9日まで 令和7年12月12日 広島地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第29号 福岡県北九州市八幡東区清田1丁目4番27号 再生債務者 矢野 賞太 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月27日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月9日まで 令和7年12月12日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

## 小規模個人再生による書面決議に付する決定中更正

令和7年(再イ)第11号

千葉県東金市極楽寺174番地  
再生債務者 戸田 紗江

1 令和7年10月29日に決議に付した「令和7年10月10日付け再生計画案」を「令和7年11月28日付け再生計画案」と、

2 再生計画案に対する回答期間「令和7年11月19日まで」を「令和8年1月5日まで」と、それぞれ更正する。

令和7年12月8日

千葉地方裁判所八日市場支部

## 小規模個人再生による再生手続廃止

令和7年(再イ)第149号

横浜市磯子区磯子2丁目20番51号 ドルフ安藤橋201号  
再生債務者 吉間 文明

1 主文 本件再生手続を廃止する。

2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。

令和7年12月11日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第35号

三重県桑名市長島町押付532番地11 マンションコロク105号  
再生債務者 且 竜斗

1 主文 本件再生手続を廃止する。

2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。

令和7年12月12日 津地方裁判所四日市支部

## 給与所得者等再生による再生手続開始

令和7年(再口)第4号

静岡県島田市横井3丁目26番17号  
再生債務者 原 幸司

1 決定年月日時 令和7年12月12日午後1時  
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで  
4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年1月23日まで

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(再口)第31号

大阪府吹田市南正雀2丁目26番10号 (103)  
再生債務者 櫻庭 美佳

- 1 決定年月日時 令和7年12月11日午後3時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月20日から令和8年2月3日まで

## 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和7年(再口)第5号

新潟市中央区上大川前通1番町154 フィール白山公園1005

再生債務者 坂井 美徳

1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年11月26日付け再生計画案

2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由

3 2の書面の提出期間 令和8年1月9日まで  
令和7年12月12日 新潟地方裁判所民事部

令和7年(再口)第3号

富山市西長江1丁目6番30号

再生債務者 酒井 直代

1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年12月9日付け再生計画案

2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由

3 2の書面の提出期間 令和8年1月9日まで  
令和7年12月12日 富山地方裁判所民事部

令和7年(再口)第5号

埼玉県本庄市児玉町児玉1236番地9

再生債務者 佐久間敬之

1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年12月8日付け再生計画案

2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由

3 2の書面の提出期間 令和8年1月13日まで  
令和7年12月12日

さいたま地方裁判所熊谷支部

## 給与所得者等再生による再生計画認可

令和7年(再口)第3号

北九州市八幡西区永犬丸3丁目14番5号  
(E-102)

再生債務者 中尾 真一

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年11月5までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月10日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(再口)第10025号

東京都八王子市高尾町154番地  
再生債務者 串田 紀之

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年12月8日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月12日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再口)第1号

三重県津市久居野村町540番地12

再生債務者 林 裕也

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年12月8日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月12日 津地方裁判所再生係

令和7年(再口)第2号

三重県津市一身田中野718番地5 シエモア浜崎A107号室

再生債務者 岩崎 傑

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年12月8日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月12日 津地方裁判所再生係

令和7年(再口)第5号

熊本県宇城市松橋町曲野1879番地7

再生債務者 松浦 伸興

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年12月9日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月11日

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(再口)第1号

群馬県桐生市相生町2丁目486番地の137

再生債務者 坂口 雅

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年12月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月12日 前橋地方裁判所桐生支部

## 所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和7年(チ)第7号

千葉県茂原市茂原1102番地1

申立人 千葉県一宮川改修事務所長 宇野 晃

一

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 川崎市川崎区中島1丁目22番10号坂本荘

所在等不明共有者 齊藤 春悦

届出期間満了日 令和8年4月9日

令和7年12月9日 千葉地方裁判所一宮支部  
(別紙) 物件目録

1 所在 長生郡一宮町宮原字下川渕  
地番 613番15  
地目 原野

地積 133平方メートル

所在等不明共有者の持分 1863分の3

2 所在 長生郡一宮町宮原字下川渕  
地番 613番14  
地目 原野

地積 62平方メートル

所在等不明共有者の持分 1863分の3

3 所在 長生郡一宮町宮原字下川渕  
地番 613番13  
地目 原野

地積 51平方メートル

所在等不明共有者の持分 1863分の3

4 所在 長生郡一宮町宮原字下川渕  
地番 613番12  
地目 原野

地積 75平方メートル

所在等不明共有者の持分 1863分の3

- 5 所在 長生郡一宮町宮原字下川渕  
地番 613番11  
地目 原野  
地積 174平方メートル  
所在等不明共有者の持分 1863分の3
- 6 所在 長生郡一宮町宮原字下川渕  
地番 613番10  
地目 原野  
地積 130平方メートル  
所在等不明共有者の持分 1863分の3
- 7 所在 長生郡一宮町宮原字下川渕  
地番 613番1  
地目 宅地  
地積 181.00平方メートル  
所在等不明共有者の持分 1863分の3
- 8 所在 長生郡一宮町宮原字下川渕  
地番 613番2  
地目 宅地  
地積 77.87平方メートル  
所在等不明共有者の持分 1863分の3
- 9 所在 長生郡一宮町宮原字下川渕  
地番 613番3  
地目 原野  
地積 87平方メートル  
所在等不明共有者の持分 1863分の3
- 10 所在 長生郡一宮町宮原字下川渕  
地番 613番9  
地目 宅地  
地積 5.50平方メートル  
所在等不明共有者の持分 1863分の3
- 11 所在 長生郡一宮町宮原字下川渕  
地番 613番5  
地目 河川敷  
地積 264平方メートル  
所在等不明共有者の持分 1863分の3
- 12 所在 長生郡一宮町宮原字下川渕  
地番 613番6  
地目 河川敷  
地積 125平方メートル  
所在等不明共有者の持分 1863分の3
- 13 所在 長生郡一宮町宮原字下川渕  
地番 613番7  
地目 河川敷  
地積 1163平方メートル  
所在等不明共有者の持分 1863分の3

- 14 所在 長生郡一宮町宮原字下川渕  
地番 613番8  
地目 河川敷  
地積 142平方メートル  
所在等不明共有者の持分 1863分の3
- 15 所在 長生郡一宮町宮原字川渕道上  
地番 639番7  
地目 原野  
地積 9.91平方メートル  
所在等不明共有者の持分 1863分の3
- 16 所在 長生郡一宮町宮原字川渕道上  
地番 639番18  
地目 河川敷  
地積 271平方メートル  
所在等不明共有者の持分 1863分の3
- 17 所在 長生郡一宮町宮原字川渕道上  
地番 639番17  
地目 原野  
地積 66平方メートル  
所在等不明共有者の持分 1863分の3
- 18 所在 長生郡一宮町宮原字川渕道上  
地番 639番13  
地目 宅地  
地積 352.33平方メートル  
所在等不明共有者の持分 1863分の3
- 19 所在 長生郡一宮町宮原字川渕道上  
地番 639番36  
地目 宅地  
地積 303.42平方メートル  
所在等不明共有者の持分 1863分の3
- 20 所在 長生郡一宮町宮原字川渕道上  
地番 639番15  
地目 宅地  
地積 392.51平方メートル  
所在等不明共有者の持分 1863分の3
- 21 所在 長生郡一宮町宮原字川渕道上  
地番 639番3  
地目 宅地  
地積 838.97平方メートル  
所在等不明共有者の持分 1863分の3
- 22 所在 長生郡一宮町宮原字川渕道上  
地番 639番37  
地目 宅地  
地積 83.60平方メートル  
所在等不明共有者の持分 1863分の3

- 23 所在 長生郡一宮町宮原字川渕道上  
地番 639番33  
地目 宅地  
地積 112.34平方メートル  
所在等不明共有者の持分 1863分の3
- 24 所在 長生郡一宮町宮原字川渕道上  
地番 639番35  
地目 宅地  
地積 376.09平方メートル  
所在等不明共有者の持分 1863分の3
- 25 所在 長生郡一宮町宮原字川渕道上  
地番 639番34  
地目 宅地  
地積 130.83平方メートル  
所在等不明共有者の持分 1863分の3
- 26 所在 長生郡一宮町宮原字川渕道上  
地番 639番1  
地目 原野  
地積 28平方メートル  
所在等不明共有者の持分 1863分の3
- 27 所在 長生郡一宮町宮原字川渕道上  
地番 639番25  
地目 河川敷  
地積 965平方メートル  
所在等不明共有者の持分 1863分の3
- 28 所在 長生郡一宮町宮原字川渕道上  
地番 639番26  
地目 河川敷  
地積 36平方メートル  
所在等不明共有者の持分 1863分の3

#### 所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

- 令和7年(チ)第47号**  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所  
申立人 神戸市建築住宅局長 根岸 芳之  
(亡山本正一の最後の住所) 神戸市東灘区御影山手4丁目15番5号  
所有者 亡山本正一相続財産  
届出期間満了日 令和8年2月9日  
令和7年12月9日 神戸地方裁判所  
(別紙) 物件目録
- 1 所在 神戸市東灘区御影山手四丁目  
地番 21番185  
地目 宅地  
地積 84.26平方メートル
- 2 所在 神戸市東灘区御影山手四丁目21番地  
185  
家屋番号 21番185  
種類 居宅・車庫  
構造 木一部鉄筋コンクリート造瓦葺地下1階付2階建  
床面積 1階 41.10平方メートル  
2階 43.48平方メートル  
地下1階 18.02平方メートル

#### 所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

- 令和7年(チ)第13号**  
福島県本宮市岩根字下清水92番地  
申立人 大内 幹一  
(亡佐藤光三の最後の住所) 栃木県宇都宮市京町9番11号京町ハイツ102  
(亡佐藤光三の不動産登記記録上の住所) 安達郡本宮町大字高木字猪田10番地5  
所有者 亡佐藤光三相続財産  
届出期間満了日 令和8年2月9日  
令和7年12月9日 福島地方裁判所郡山支部  
(別紙) 物件目録  
所在 本宮市岩根字上清水  
地番 38番2  
地目 宅地  
地積 278.58平方メートル



## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。また、この合併に伴い、甲はその商号をコムコグループ株式会社と変更します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) <http://www.comco.com/kessan>

令和七年十二月二十二日

名古屋市中区錦一丁目五番一一号

(甲) コムコホールディングス株式会社

代表取締役 田沼 正幸

(乙) コムコグループ株式会社

代表取締役 田沼 正幸

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 掲載 曜日 令和七年十月二十三日  
掲載頁 八十九頁 (号外第二三六号)

(乙) 掲載 曜日 令和七年十二月二十二日  
掲載頁 八十七頁 (号外第二三六号)

神戸市中央区浜辺通五丁目一番一四号  
(甲) 新丸菱海運株式会社  
代表取締役 守石 一惣

鹿児島市城南町二四番二八号  
(十一) 鹿児島市漁業協同組合  
代表理事 横山 幸二

鹿児島市泉町一三番一三号  
(十二) 十島村漁業協同組合  
代表理事 前田 功一

## 合併公告

令和七年十一月十八日から令和七年十一月二十日までに開催した総会において、左記組合は合併して鹿児島県漁業協同組合を新設し、その権利義務一切を承継して、(二)から(二十九)は解散す

ることを決議いたしましたので、この決議に対し

異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は各々の主たる事務所に備え置いてあります。

以上、水産業協同組合法第六十九条第四項において準用する同法第五十三条の規定により公告します。

令和七年十二月二十二日

鹿児島県薩摩川内市港町六一八五番地七番地

(一) 川内市漁業協同組合

代理理事 小倉 義宏

(二) 串木野市漁業協同組合

代理理事 早崎 達哉

(三) 市来町漁業協同組合

代理理事 大久保光朗

(四) 江口漁業協同組合

代理理事 久木留秀行

(五) 加世田漁業協同組合

代理理事 山崎 康幸

(六) 笠沙町漁業協同組合

代理理事 上村 一郎

(七) 坊津漁業協同組合

代理理事 市田恵八郎

(八) 枕崎市漁業協同組合

代理理事 竹内 通洋

(九) 指宿漁業協同組合

代理理事 坂元 広志

(十) 谷山漁業協同組合

代理理事 境 嘉美夫

(十一) 喜界島漁業協同組合

代理理事 境 嘉美夫

(十二) 宇検村漁業協同組合

代理理事 前田 尚登

(十三) 嘉界島漁業協同組合

代理理事 重信 雅彦

(十四) 牛根漁業協同組合

代理理事 久永 高広

(十五) 東桜島漁業協同組合

代理理事 磯辺 昭信

(十六) ねじめ漁業協同組合

代理理事 池添 勝好

(十七) 高山漁業協同組合

代理理事 原崎 昭広

鹿児島県大島郡和泊町手々知名五一一番地

(一九二) (二十七) 沖永良部島漁業協同組合  
代理理事 岩元 良祐 代理理事 中田 隆洋

(二十八) 与論町漁業協同組合  
代理理事 鬼塚 直俊 代理理事 鬼塚 直俊

(二十九) 鹿児島県漁業協同組合  
代理理事 横山 健一 代理理事 横山 健一

左記会社は吸收分割して甲は乙の運営する「日東シンコ一 福島事業所」(事業所所在地・福島県東白川郡塙町大字西河内字上福沢一十五)に係る事業を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) <http://www.nittoshinko.co.jp/kessan/index.html>

左記会社は吸收分割して甲は乙の障害福祉サービス事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 計算書類の公告義務はありません。





## 資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億四千万円、資本準備金の額を十一億三千百万円減少し、それぞれ一億一千円、二千七百五十万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年十二月五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.aifl.co.jp/group/rir/>

令和七年十二月二十二日 東京都中央区銀座一丁目六番二号

ピットキャッシュ株式会社  
代表取締役 松浦光太郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億九千六百七十九万三千七百円、資本準備金の額を十二億五千七百七十万九千三百七百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から令和八年一月二十六日までにお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。令和七年十二月二十二日 東京都港区麻布十番一―一〇一―一〇

株式会社アトラエ  
代表取締役 新居 佳英

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一千三百五十六万四百七十四円、資本準備金の額を二億二千三百五十六万四百七十四円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報  
掲載の日付 令和七年七月一日  
掲載頁 一〇九頁 (号外第一五〇号)  
令和七年十二月二十二日 東京都中央区銀座二丁目一五番二号

掲載 官報  
掲載の日付 令和七年七月一日  
掲載頁 一〇九頁 (号外第一五〇号)

掲載 官報  
掲載の日付 令和七年七月一日  
掲載頁 一〇九頁 (号外第一五〇号)

掲載 官報  
掲載の日付 令和七年七月一日  
掲載頁 一〇九頁 (号外第一五〇号)

株式会社TableCheck  
代表取締役 谷口 優

## 資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、村田金箔株式会社(本店 大阪市阿倍野区松崎町三丁目一四番二二号)を子会社とする株式交換により資本準備金の額が増加することを停止条件として、当該株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。また当社は、資本金の額を四千万円減少し一千万円とするこにいたしました。

以上に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.aifl.co.jp/group/rir/>

令和七年十二月二十二日 東京都中央区銀座一丁目六番二号

ピットキャッシュ株式会社  
代表取締役 松浦光太郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億八千九十九万三千七百円、資本準備金の額を三億八千九十九万三千七百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から令和八年一月二十六日までにお申し出下さい。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。令和七年十二月二十二日 東京都港区麻布十番一―一〇一―一〇

株式会社アトラエ  
代表取締役 新居 佳英

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一千三百五十六万四百七十四円、資本準備金の額を二億二千三百五十六万四百七十四円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報  
掲載の日付 令和七年七月一日  
掲載頁 一〇九頁 (号外第一五〇号)

掲載 官報  
掲載の日付 令和七年七月一日  
掲載頁 一〇九頁 (号外第一五〇号)

## 基準日設定につき通知公告

当社は、当社種類株式が普通株式に転換することを効力発生の条件として、令和八年一月六日を基準日と定め、同日午後一時現在の株主名簿上の株主をもつて、その所有する株式一株を一〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年十二月二十二日 北海道北広島市栄町一丁目五二番

株式会社SQUAREZE  
代表取締役 館林 真一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億八千九十九万三千七百円、資本準備金の額を三億八千九十九万三千七百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。令和七年十二月二十二日 東京都文京区大塚三丁目一七番五号

株式会社村田金箔  
代表取締役 村田 志郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億八千九十九万三千七百円、資本準備金の額を三億八千九十九万三千七百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

掲載 官報  
掲載の日付 令和七年五月十六日  
掲載頁 九十七頁 (号外第一〇八号)

掲載 官報  
掲載の日付 令和七年五月十六日  
掲載頁 九十七頁 (号外第一〇八号)

## 右被相続人は令和七年八月十四日死亡し、その相続人は令和七年十二月九日東京家庭裁判所にて限定期間をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年十二月二十二日 東京都日野市南平一―三四一―一一二一五番地  
相続財産清算人 三枝 佳広

本籍石川県白山市東二番町四四番地、最後の住所本籍に同じ  
右被相続人は令和七年九月十六日死亡し、その相続人は令和七年十二月九日金沢家庭裁判所にて限定期間をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年十二月二十二日 石川県白山市東二番町四四番地  
相続財産清算人 村田 香代

本籍石川県白山市東二番町四四番地、最後の住所本籍に同じ  
右被相続人は令和七年九月十六日死亡し、その相続人は令和七年十二月九日金沢家庭裁判所にて限定期間をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。